
平成25年 第5回 12月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第2日)

平成25年12月5日 (木曜日)

議事日程 (2号)

平成25年12月5日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 承認第12号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第2 質疑・討論・採決)

日程第 3 第53号議案 平成25年度中間市一般会計補正予算 (第3号)

日程第 4 第54号議案 平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)

日程第 5 第55号議案 平成25年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第2号)

日程第 6 第56号議案 平成25年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第 7 第57号議案 平成25年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第 8 第58号議案 平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

(日程第3～日程第8 質疑・委員会付託)

日程第 9 第59号議案 中間市財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 第60号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

日程第11 第61号議案 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第12 第62号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(日程第9～日程第12 質疑・委員会付託)

日程第13 第63号議案 公の施設の指定管理者の指定について (太陽の広場)

日程第14 第64号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市民図書館)

日程第15 第65号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市体育文化セ

ンター外 7 件)

日程第 16 第 66 号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市市民会館)
(日程第 13～日程第 16 質疑・委員会付託)

日程第 17 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 堀田 英雄君	2 番 植本 種實君
3 番 田口 善大君	4 番 小林 信一君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 田口 澄雄君	8 番 掛田るみ子君
9 番 草場 満彦君	10 番 中尾 淳子君
11 番 山本 慎悟君	12 番 佐々木晴一君
13 番 安田 明美君	14 番 中野 勝寛君
15 番 原田 隆博君	16 番 下川 俊秀君
17 番 井上 太一君	18 番 片岡 誠二君
19 番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	行徳 幸弘君
教育長 ……………	増田 俊明君	総務部長 ……………	白尾 啓介君
市民部長 ……………	高橋 洋君	保健福祉部長 ………	白橋 宏君
建設産業部長 ………	後藤 哲治君	教育部長 ……………	松尾 壮吾君
上下水道局長 ………	永野 博之君	市立病院事務長 ……	三島 秀信君
消防長 ……………	安田光太郎君	総務課長 ……………	園田 孝君
企画政策課長 ………	藤崎 幹彦君	財政課長 ……………	田代 謙介君
安全安心まちづくり課長 ……………			柴田精一郎君
人権男女共同参画課長 ……………			古賀 敬英君
生活支援課長 ………	石田 浩君	介護保険課長 ………	小南 敏夫君

健康増進課長	……	濱田 孝弘君	都市整備課長	……	間野多喜治君
下水道課長	………	中嶋 秀喜君	学校教育課長	……	深見 卓矢君
教育総務課長	……	田中 英敏君	市立病院課長	……	芳野 文昭君

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書 記	岡 和訓君	書 記	熊谷 浩二君

— 一 般 質 問 — (平成 2 5 年第 5 回中間市議会定例会)
平成 2 5 年 1 2 月 5 日 NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
佐々木 晴 一	新鮮市場さくら館について さくら館を運営している、一般社団法人新鮮市場さくら館は、高額な役員報酬を取る反面、中間市に対しては年間 1 0 0 万円程しか賃借料として納めていません。その社団法人としてのあり方、指定管理者としての運営の仕方に問題があります。 今後のさくら館の運営について、市長の考えをお聞かせください。	市 長
	中間南小に新設された土俵について 中間南小学校のグラウンドの片隅に、有志の方の寄付により相撲の土俵が新設され、武蔵川部屋の九州場所の稽古場として使われました。公の学校敷地を相撲部屋に貸すというのは異例なことです。まちおこしとしては高く評価されますが、市民から問題点の指摘もあります。 武蔵川部屋に学校敷地を貸すようになった経緯と、来年以降も相撲部屋に貸す予定か、また今後のその対応策について、お伺いします。	市 長 教 育 長
	職員の職務専念義務について 元市職員の田中道被告の初公判が 1 1 月 2 1 日に福岡地裁小倉支部で行われました。証人尋問の中で、職務中に生保受給者宅で覚せい剤を常習的に使用していたことが明らかにされました。他の一般職員についても職務中に無許可で外出をしたり、喫煙など勝手な行動をしていないか、職員の職務専念義務について、市長の所見をお聞かせください。	市 長
田 口 澄 雄	原発事故時の対応について 「原発なくそう！九州玄海訴訟風船プロジェクト実行委員会」は、玄海原発周辺から風船を飛ばす試みを実施しています。このうち 2 回目の今年 4 月 1 4 日には、中間市内から風船発見の報が入っています。原発事故の際には、風向きによっては、数時間で放射能が中間市にも到達するということが事実で証明されました。日本では原発事故は起こらないという「安全神話」から、「起こったらどうする」という対応に切り替えるべきだと思います。 ①事故が起こったときの対応をどう考えますか。 ②原発をなくしていく上で、「原発ゼロ都市宣言」をして、積極的に中間市としての姿勢を示すべきではありませんか。	市 長 関 係 部 課 長
青 木 孝 子	介護保険制度について 厚労省は、介護保険で「要支援 1 ・ 2」と認定された高齢者に介護保険のサービスを廃止し、市町村の裁量で行う地域支援事業を受け皿とする計画です。 要支援と認定された人たちは、訪問介護で掃除や買い物などの援助を受けながら、地域や家庭での生活を保っている高齢者であり、要支援の介護外しは、そうした人たちの生きる権利を奪いかねません。さらに、介護度の重症化を進行させ、介護保険財政を圧迫する恐れがあります。 市民が安心して受けられる介護保険の構築が求められますが、市長の所見を伺います。	市 長 関 係 部 課 長
	小中一貫教育について 「中一ギャップ」やいじめ、不登校問題が中学校で急増していることから、小中一貫校が全国で広がっていますが、小中一貫教育の良さは全国的にまだ検証されていません。 中間市における小中一貫教育について、教育長の所見を伺います。	教 育 長 関 係 部 課 長

— 一 般 質 問 — (平成 2 5 年第 5 回中間市議会定例会)
平成 2 5 年 1 2 月 5 日 NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
草 場 満 彦	防災対策の取り組みについて 全国で局地的な豪雨による災害が多発し、多数の被災者が出ている昨今である。 本市で仮に、台風 2 6 号のときに伊豆大島に降った雨と同量の雨が降った場合、本市の大半が冠水することは、本市が作成している洪水ハザードマップを見ても明らかである。 そこで、本市の防災対策の現況と今後の取り組みをお伺いしたい。	市 長
	中間市立病院について ①地方公営企業法の全部適用への移行について、現状の取り組みをお伺いします。 ②必須と思われる事業管理者の人選状況をお伺いします。 ③平成 2 4 年度以降の中間市立病院改革プランの策定状況をお伺いします。	市 長
小 林 信 一	中学校完全給食の実施について 平成 2 6 年 9 月から中学校の学校給食が実施されることが決定されています。実施方法は、親子方式と聞いていますが、このことを学校関係者、保護者に対してどのように周知(情報提供)されているのか、実施に向けて解決すべき課題が山積していると思われます。 現在までの進捗状況と今後の予定(計画)についてお伺いします。	教 育 長
	特別支援教育の充実について 中間市では、特別支援教育の充実とその教育効果を高めるため、特別支援教育支援員の配置が行われ、本年度までに各小中学校に 1 名の支援員(臨時職員)が配置されました。 しかし、その活用状況は学校によって差異がみられるようです。勤務条件の改善を含めて、学校の実情に合った配置(複数配置)が強く求められています。 これまでの成果を踏まえ、今後の特別支援教育の方針についてお伺いします。	教 育 長
	小学校における 3 5 人学級について 文部科学省による児童生徒の「全国学力・学習状況調査」が実施され、その結果からも児童生徒の学力向上が大きな教育課題となっています。そうした中、中間市では小学校 3 年生までを対象に 3 5 人学級の措置がなされています。子どもたちの学力の定着と向上に向けては、小学校における基礎学力の定着が強く求められ、少人数による学習指導が必要不可欠な条件となります。 市長の施政方針の中には、「小学校低学年における 3 5 人学級の実施」とありますが、現在、3 年生の 3 5 人学級を 4 年生、5 年生へと進級に合わせて対象学年を拡大してほしいとの要望があります。市長の見解をお聞かせください。	市 長 教 育 長

議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成 2 5 年 1 2 月 5 日

第 5 回 中 間 市 議 会 定 例 会

議 案 番 号	件 名	付 託 委 員 会
第 5 3 号 議 案	平成 2 5 年度 中 間 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)	別 表 1
第 5 4 号 議 案	平成 2 5 年度 中 間 市 特 別 会 計 国 民 健 康 保 険 事 業 補 正 予 算 (第 3 号)	市 民 厚 生
第 5 5 号 議 案	平成 2 5 年度 中 間 市 住 宅 新 築 資 金 等 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)	
第 5 6 号 議 案	平成 2 5 年度 中 間 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)	産 業 消 防
第 5 7 号 議 案	平成 2 5 年度 中 間 市 地 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)	
第 5 8 号 議 案	平成 2 5 年度 中 間 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)	市 民 厚 生
第 5 9 号 議 案	中 間 市 財 政 事 情 書 の 作 成 及 び 公 表 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例	総 合 政 策
第 6 0 号 議 案	中 間 市 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例	産 業 消 防
第 6 1 号 議 案	機 構 改 革 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 理 に 関 する 条 例	総 合 政 策
第 6 2 号 議 案	社 会 保 障 の 安 定 財 源 の 確 保 等 を 図 る 税 制 の 抜 本 的 な 改 革 を 行 う た め の 消 費 税 法 の 一 部 を 改 正 す る 等 の 法 律 及 び 社 会 保 障 の 安 定 財 源 の 確 保 等 を 図 る 税 制 の 抜 本 的 な 改 革 を 行 う た め の 地 方 税 法 及 び 地 方 交 付 税 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 理 等 に 関 する 条 例	
第 6 3 号 議 案	公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て (太 陽 の 広 場)	市 民 厚 生
第 6 4 号 議 案	公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て (中 間 市 民 図 書 館)	総 合 政 策
第 6 5 号 議 案	公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て (中 間 市 体 育 文 化 セ ン タ ー 外 7 件)	
第 6 6 号 議 案	公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て (中 間 市 市 民 会 館)	

別 表 1

平成25年度中間市一般会計補正予算（第3号）

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳入歳出予算補正	各 委 員 会
第 2 条	第 2 表 債務負担行為補正	総 合 政 策
第 3 条	第 3 表 地 方 債 補 正	

歳 入

款別	款 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各 委 員 会

歳 出

別	款名	項 目	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総 合 政 策
2	総 務 費	全 項（1項8目は産業消防、1項10目・2項1目、3項1目の一部は市民厚生）	
3	民 生 費	全 項（1項1目・3目の一部は総合政策）	市 民 厚 生
4	衛 生 費	全 項（2項1目は総合政策）	
6	農林水産業費	全 項	産 業 消 防
7	商 工 費	全 項	
8	土 木 費	全 項（4項1目の一部は総合政策）	
9	消 防 費	全 項	
10	教 育 費	全 項	総 合 政 策

午前 9 時59分開議

○議長（堀田 英雄君）

皆さん、おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第1、一般質問に入ります。あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

おはようございます。明政クラブの佐々木晴一でございます。質問通告書に基づきまして、まず、新鮮市場さくら館について、市長に質問をさせていただきます。

さくら館を運営している一般社団法人新鮮市場さくら館は、高額な役員報酬を取る反面、中間市に対しては、年間100万円ほどしか賃借料を納めていません。その社団法人のあり方、指定管理者としての運営の仕方に問題がございます。

どう問題があるかと言いますと、事の発端は、さくら館がオープンする前に、中間市と中間市さくらの里直売所事業組合との間に結んだ、指定管理者平成23年度協定書第4条「管理業務における純利益から本市に納入する額については、純利益の額を勘案し、甲乙協議の上、決定する。」このような条文がついた協定を結んだことから、給料や退職金を好きなだけ取って、残ったかすだけ中間市に賃料として支払えばいいという、こそくな経営体質になったんだろうと私は考えております。

中間市も、さくら館がうまくいくかどうかわからなかったものですから、このような弱気な契約を結んでしまったのだらうと、今ではそう思うしかございませんが、そしてまた、この法人はこれを逆手にいいようにしております。

もともと、さくら館の伊藤代表理事と石井理事の経営者2人は、失業対策事業としてハローワーク経由で産業振興課がつくった、やっちゃれ市場利用組合に雇われた中間市の臨時職員という立場であったはずで、その2人が、お酒を売る免許が要るからと言って、議会の承認も得ず、社団法人を勝手につくり、これまた2人だけの総会で、自分たちの役員報酬を勝手に1,342万円という高額に決めました。自分たちの出資もなしにです。

市民の税金を5,800万円をかけてつくった新鮮市場さくら館の家賃は、駐車場や管理費を含め、年間約100万円。これに対し、2人の理事の報酬は、何の出資もせずに1,350万円です。

平成26年度から、この法人から国に消費税を納めなくてはならなくなりますので、そ

うなったら、中間市に家賃として入ってくるお金は、間違いなくゼロになっていくものだと私は考えます。家賃は定額ではなく、役員報酬等の経費を引いた残りでいいという契約になっているのですから、当然、そういう結果にこれからなっていくと思います。議会でもこういったことが問題となり、考える会が先日に発足しております。

市長は、新鮮市場さくら館の指定管理者のあり方、また、社団法人のあり方について、どう思っておられるのかお聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お答えをいたします。

新鮮市場さくら館は、当市西部地区にスーパー等々の商店がなくなってしまうと、地域住民の皆さんが本当に日ごろの買い物にも難儀をされる、困っておられるというような状況でございました。「市長、何とかしてくれ、何とかならないのか」という地域住民の皆様方の本当に強いご要望で、そのご要望にお応えすべく、平成23年3月27日に物産館を開設をいたしております。

現在は、言われますように、一般社団法人新鮮市場さくら館を私どもの指定管理者として指定をして、その運営を委託いたしているところでございます。当然、この運営につきましては、地域住民のためにも安定的な、また持続可能な、正常な運営と経営理念が求められるものでございます。これは、おかげをもちまして、現在は、当初の売り上げ目標を大きく上回っております。

当初、議員言われますように、このさくら館、半年もつのかなと。それとあそこの、食堂等々あるんでございますが、500円でやらんと人が寄らんのじゃないかなという、そういうふうなご意見等々あった中で、私どももさっき申しましたように、継続して安定的な運営してもらわないかんという中で、半分心配しながら、この3年間様子を見ようと、その3年間様子を見た中で、いろいろな問題が出れば、相手方ともまた協議をしていこうと、そのような考えでおったわけでございます。

しかしながら、議員ご指摘のように、一般社団法人としての組織、機構及び運営に少し不適切な部分があるなど、それは私も感じておるところでございます。これら法人運営に係る疑義を晴らしまして、運営の適正化に向けて、これは私どももしっかり指導していかなければいけないと、そのように思っているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

社団法人のあり方について、つけ加えていきたいと思いますが、確かに、平成20年12月1日に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行により、以前の

ように公益性が必須条件ではなくなりました。公益性がなくても一般社団法人をつくれまし、資本金不要でつくるできるようになりました。

しかし、あくまでも新鮮市場さくら館は、川西地区の、いわゆる買い物難民救済を主目的にした公共施設でございます。そこに、税金を5,800万円も投入しております。当然、こういった目的がある以上、この新鮮市場さくら館は公益性を持つべきでありますし、中間市民の共有財産であるからこそ、そういった性質を主に位置づけていただきたいと思います。っているわけでございます。

しかしながらご存じのように、役員が勝手に高額の報酬を取れる営利事業型の、今、社団法人にしていると思います。その点は確認ですけれども、建設産業部長の後藤部長のほうに、この一般社団法人新鮮市場さくら館、24年度からの設立当初において、これは営利目的の社団法人なのか、それとも公益性を求めた社団法人なのか、確認のためにお聞きします。

○議長（堀田 英雄君）

後藤建設産業部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

公益性の社団法人でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

公益性の社団法人と言われるならば、当然、それを純粋にやっていただきたい。そのためには、こういう高額の報酬というのは、ちょっと解せないわけでございます。

公益性を目的とした社団法人であるには、本来ならば、この出荷者のそういう中間市民、農産物を提供している農家の方たち、この方たちは2万円の最初入会金を払ってやるわけですけれども、この方たちが社員となって、そして社員の皆さんが、それぞれ全員で総会を開き、そして、その中から役員報酬も決めれば、また実質的に運営する店長、副店長、今の役員である店長、副店長、理事になっておりますが、この方たちに本来の位置に戻っていただいて、従業員という立場でやっていくのが本来の筋ではないかなと思っております。

市長も、3年は見とくということでもありますけど、それ以降、この社団法人の改革を考えてくださるならば、そういった社団法人のあり方、構成を変えていくお考えはありますでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

年明けてでございますが、もう次年度の事業計画書等々、提出するようになっております。その事業計画等々見ながら、またもう議員さんたち、いろいろご指摘受けております

んで、そのことにつきましても、さっき言いましたように、話をしっかりしていきたいと、そのように思っております。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

はい、じゃあぜひとも、その交渉のほうは向こうの法人としていただき、正しい形にさせていただきたいと思ってます。市民が納得する形に、ぜひともしていただきたいと思ってます。

次に、質問……。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

次に、中間南小に新設された土俵について、質問をさせていただきます。

中間南小学校のグラウンドの片隅に、有志の方の寄附により、相撲の土俵が新設され、武蔵川部屋の九州場所の稽古場所として使われました。公の学校施設を相撲部屋に貸すというのは異例なことです。まちおこしとしては高く評価されますが、市民から問題点の指摘もさまざまございます。

駐車場がないので路上駐車して困るとか、うるさいとか、トイレがないので、ああいうところに土俵をつくっていいのかとか、あるいは、子どもたちの授業時間中に稽古をして、子どもたちの集中力がそがれるのではないかと、そういった懸念の声も聞かれております。

そこで、武蔵川部屋に学校施設を貸すようになった経緯と、来年度以降も相撲部屋に、また貸す予定なのか。また、問題点等に対する今後の対応策について、まず許可をされたと思われま教育長にお伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

中間南小学校の土俵については、中間市相撲連盟より、いわゆる国技と言われております相撲を通して、まちの活性化に役立ててもらいたい、また児童生徒に相撲になじんでもらい、相撲の普及を図りたいということから、土俵を中間南小学校に寄贈していただいたものでございます。

今回、武蔵川部屋の九州場所の稽古場として、約１カ月余り利用していただいたものですが、その間、武蔵川親方及び力士の皆様には、やっちゃれ祭りを初め、「緑の日」記念植樹祭など、市のイベントにご参加をいただき、盛り上げていただきました。

特に、小学生相撲大会においては、大会前日から土俵の整備に大変ご苦勞をいただきまして、大会の優勝者、準優勝者への日本相撲協会からのメダルや、参加選手へのタオルの

寄贈など、ご尽力いただき大成功に終わっております。

また、中間市の明るい話題ということで、武蔵川部屋へのテレビや新聞のマスコミの取材は、「元気な風がふくまちなかま」をまさにアピールしていただいたものではないかと考えております。

議員のご質問の学校施設を利用しての稽古につきましては、中間市相撲連盟に貸し出し、相撲の普及のため、武蔵川部屋の稽古に利用してもらったものでありまして、朝稽古には連日多くの方が見学に来られて、本物の相撲文化に触れ、感動されていた様子でございました。

なお、学校施設の使用につきましては、小学校の学習活動、教育活動に支障のないことを条件に、教育委員会が許可を出しておりまして、社会教育法、スポーツ基本法の中でも、学校教育上支障のない限り、学校を広く開放し、学習・文化・スポーツの活動の振興を図るための利用に供するように努力しなければならないと定められております。

来年以降につきましても、要望がありましたら、ぜひご利用していただき、国技と言われております相撲を通して、本市のスポーツ振興の一翼を担っていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

確認でございますが、この武蔵川部屋に学校施設の目的外使用を許可したのは、南小の校長でもなく、市長でもなく、教育長ということですね。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

はい、そうでございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

では、こういうグラウンドを相撲部屋に貸したという全国的な前例はあるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

これ調べておりませんけども、中間が一番になればいいと思っておりますし、こういうことはもう全く問題ございません。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

この学校施設の目的外使用の要綱を見ていきますと、確かに目的外使用においては、社会教育のため、一般スポーツ振興のためということで、そういう条文が載っております。

しかし、その第４条には、使用の制限というところがございます。そこには、「営利を目的とすると認められるとき」と書いております。この相撲部屋といっても、これプロです。アマチュアなら問題ないと思いますよ。プロですので、当然営利事業です。スポーツ振興とはいえ、営利事業の組織に貸してもいいのかということになりますが、その点は。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

今、議員ご指摘の営利事業といいますけども、いろんな見方があると思いますけども、相撲協会は現在、財団法人でございます。そして、法改正がありまして財団の見方が変わりますときには、公益法人、公益財団法人の申請を文科省のほうにしております。だから、我々としては、公益財団法人という形で見ております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

まだ公益法人ということ認められてないということでございますので、まだ時期尚早だったのかなということと思う、いや、思うんですけども、何はともあれ、授業中にやっぱり稽古をやるというのも、これ問題だと思いますし、また、駐車場もないのに、路上駐車を勧めるようなことを行政がやってもいけないなあと思うんですけども、それにやはりどう解釈しても、私は、ここの学校施設でやるというのは限界があると思います。

この当初予算で、相撲道場がございました。私は賛成した立場ですけども、相撲道場、本当にまちおこしとしてはいいなと思っておりました。しかし、議会の賛成を得ることできずして、引っ込められていきましたけども、今回、教育長が言っておられましたように、１０月２８日の小学生の相撲大会に始まりまして、１０月３０日の初稽古、垣生公園での植樹祭参加、中間みなみ保育園訪問、智美園訪問、希望が丘高校の生徒や中学生との稽古、中間市長や折尾署長への表敬訪問、九州各地への訪問、そして１２月２日に、この福岡を去られていきましたけども、やはり武蔵川部屋のまちおこしというのは、確かに今回これを通して立証はされたと思います。ですので、まちおこしとしては本当に有効だなあと思っております。ですので、やはり学校は限界がある。拡大解釈しても、やっぱり限界があると思うんですよ。

ですから、やはり市長、この間、当初予算で上げたような相撲道場、ああいったことを

一度否決されたですけれども、もう一度検討してみるお気持ちはございませんか。

○議長（堀田 英雄君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ああいう形で、私の思いが、こうならなかったわけでございますけれども、ご賛同いただけるなら、再度というその思いがございますが、今年度のことでございますので、少し考えさせていただければと、そんなふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

t o t o の補助金がたくさん来て、ほとんど中間市の単費を使わないということであれば、どんどん進めていただきたいと思ってますので、その補助金を取れるかどうか、もう市長の手腕にかかっているかと思っておりますので、そこの辺は努力いかんと思っております。

次に、最後に、職員の職務専念義務について、質問をさせていただきます。

元中間市職員の田中道被告の初公判が、１１月２１日に福岡地裁小倉支部で行われました。証人尋問の中で、職務中に生活保護受給者宅で覚醒剤を常習的に使用していたことが明らかになりました。

地方公務員法第３５条には、職務専念義務というものが強くうたわれております。これに大幅に逸脱した今回の事件であったのではないのでしょうか。ここまで至らないにしても、一般の職員についても、職務中に無許可で外出をしたり、また喫煙など勝手な行動をしていないだろうかと、私は不安に思うわけでございます。

いろいろ、ちまたにも耳に挟みます。勤務中に、新聞に載ったと思うんですけども、公用車でパチンコ店に乗りつけてパチンコをしてたという、市民からの通報があったということも聞いておりますし、また、勤務中に自宅に帰る職員もいるとかいうことも、ちらっと聞くこともございます。それは本当かどうか確認したわけじゃございませんが、そういったことも聞かれるわけでございます。

そこで、職員の職務専念義務について、市長に所見をお聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

職員の職務専念義務、これは公務員の最も重要な義務であると考えております。

社会的状況の変化の中で、いろいろ考える中で、うちのほうは１時間単位の年休といたしますか、そういうこともございまして、それを使って動いている中で、誤解を生む可能性もあるんじゃないかなという、その思いはいたしているところでございますが、そういうことも含めまして、勤務時間内は、市民からのそのような疑念を抱かれるような、そのよ

うなことは、職員の喫煙も含めまして、十分、職員一人一人が節度ある行動を心がけるべきであると、また、そのように思っておりますし、今後そのような指導を綱紀肅正しっかりやっていきたいなと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

平成１７年に、生活保護費を受給者に手渡しすべきところを、それを着用してパチンコ等の遊興費に使っていたということが発覚して、平成１７年１０月に懲戒免職になった職員がいたと思うんですけども、こういったこともあったから、そういう職員の感覚だったからこそ、勤務中にパチンコ店に公用車で乗りつけるとかいうこともあったのではなかろうかということを、私は推測するわけでございますけども。

今、総務課長にお伺いしたいと思いますけども、勤務中に自宅に帰っている職員とか、ちらっと聞きましたけども、そういった実態はあるんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

園田総務課長。

○総務課長（園田 孝君）

そのような話は全く聞いておりません。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

もしそれが、調査はしていないと思うんですが、それが本当だとしたらば、そういった行動はどういった処罰の対象になるんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

園田総務課長。

○総務課長（園田 孝君）

当然、職務専念義務違反となりますので、その部分は懲戒処分として厳正に考えていきたいと思えます。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

はい。そういったこともしっかりと、そういった重い……。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

そういった重い処罰になることですから、そういったことがうわさにしてもないように、しっかりとそういう職務専念義務を徹底していただきたい。

そして、以前から私も職員の喫煙のことについて訴えておりました。しかし、大分、市

長も自ら尽力されたおかげで減りましたけれども、しかし、まだまだ職員の喫煙はよく目につきます。こういう職員の喫煙、本当ならば、一般の民間会社だったら当然、上司の許可を得て喫煙に行く。そして、当然、勤務中はだめです。昼休みとか、もう就業が終わってから喫煙するのが普通ですけども、中間市職員の場合は、確認ですけども、喫煙所に行くとき、ちゃんと許可をとってるんでしょうか。そこら辺のどこ確認、総務課長にお願いしたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

園田総務課長。

○総務課長（園田 孝君）

喫煙、手洗い、それからうがい等、その辺につきましては、特に上司の許可までは義務づけておりません。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

これから中間市も、今までは管理職対象だけだったですけども、人事評価制度というのが、一般職においても全部していくようになっていきますので、人事評価制度においては、当然、同じ実力の２人がいたとしたらば、やはり同じ実力の２人がいたとしたらば、片方は喫煙でよく１日に３０分も４０分も抜ける。もう一人は一生懸命やる。どっちを上げていくかちゅうたら、やっぱり当然一生懸命、喫煙に行かないほうを上げるわけです。

やっぱり、そういったことのためにも、人事評価制度、これからやっていくためにも、悪いことではないのかもしれませんが、喫煙、こういったこともチェックして記録に残す。そして、そういう人事評価するときには、しっかりとそれを査定の参考にすることをぜひともやっていただきたいと思いますけども、市長、そこら辺のところ、どうお考えでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私も喫煙するものですから、市民の皆さん方のチェックが厳しいかなと（笑声）、評価されるんじゃないかなと、そのように思っておりますが、これやはり吸う方と吸わない方、やはり吸いに行けば１本四、五分かかるわけでございます。吸ってもすぐもとの席に戻れという話は、私させていただいております。

また、気分転換にもなって、次の仕事への、またモチベーションも上がっていくんじゃないかなと、その気分転換の作用もあるんじゃないかなと、喫煙には、そのように考えております。

たばこを吸うから評価をちょっと落とす。また、何ていいますか、立ち位置を変えていくということもちょっと考えにくい部分がございますので、ご意見として伺いしておきます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

喫煙は、喫煙している人によってはわかんないかと思えますけども、喫煙していない人においては、それ非常に見苦しく思うわけです。前はもう、堂々とその遠賀橋を渡ってきたら、３階の喫煙所、窓あけて喫煙ぷかぷかしている職員が目立っておりました。もう３階の喫煙所がなくなりましたので、そういう姿も目にしなくなりましたが、喫煙室そのものの自体が非常に今少なくなっておりますけども、やっぱりこれは市民から批判が強かったからです。

ですから、やはり少なくなったといえども、どれだけ実力があって、どれだけ真面目な職員だとしても、喫煙所に立っている姿を見ると、やっぱり市民から見ると嫌だなと思うのは当然でございます。

ですから、そういったことを、気分転換なのかもしれませんが、大変な仕事かもしれませんが、やっぱりこの点だけは改めていただいて、人事評価に使っていただきたい。これで処罰するちゅうことないでしょうけども、やっぱり上に昇格させるときには、喫煙している人としていない人、やっぱり明確に分けるべきだと私は思っておりますので、そこら辺のところ、市長もしっかりと考えていただいて、対処していただきたいと思っております。

以上、私からの質問、これ、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、田口澄雄君。

○議員（７番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。通告に従って質問をいたします。

福島第一原発の汚染水漏れは、安倍首相の「コントロールされている」との言明の後にも、次々と新たな汚染水漏れが生じ、海側の井戸でついに１１０万ベクレルという、過去最高の放射線量が記録をされています。終息どころか、被害は一層拡大をしている実情であります。かつての安全神話が単なる神話でしかないことが、証明されたと思います。原発事故は、これが一旦起こりますと、その被害が、空間的にも時間的にも社会的にも限定なしに広がり続けることが、日々証明をされ続けています。

さて、このような原発事故の教訓から、我々は何を学ぶべきでしょうか。その辺が大事なところだと思いますので、中間市としてどう教訓を生かすか、その辺での質問をしたいと思います。

この中間市は、西90キロメートルの地点に佐賀県の玄海原発、そして東には、約百数十キロメートルの地点に四国の伊方原発を有しています。また、山口県では、上関原発の新設の話も進められています。これが稼働しますと、中間市は三方を原発で囲まれることになります。

原発事故は、この日本では決して起こり得ないという安全神話からは、一刻も早く抜け出して、むしろ事故は起こるものとして、そのことを前提とした対応が、国でも地方でも求められているのではないのでしょうか。このことは、かつてのスリーマイル島事故を経験した、アメリカの対応への基本姿勢でもあります。

アメリカでは、事故が起きたときの地域住民の安全確保が問題となり、16キロ以内の第一危険地域と80キロ以内の対策についてモデルをつくり、すぐに避難計画を立案をしています。イギリスや韓国でも、80キロメートルを一つの区切りとしています。

そこでお聞きしますが、今、原発事故が周辺で起きた場合に、中間市での避難計画、そういうものはあるのでしょうか。また、国や県の対応は、この避難計画ではどのようなになっているのでしょうか。回答をお願いいたします。課長でよろしいですかね。

○議長（堀田 英雄君）

柴田安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（柴田精一郎君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

本市の原子力災害対策につきましては、風水害や地震などの自然災害とともに、地域防災計画に規定をするために、本年6月と8月の防災会議でご審議をいただきまして、今現在、県に報告をし、その精査を行っていただいているところでございます。

この地域防災計画につきましては、県のほうからの回答後、再度、防災会議に報告をし、決定されることになります。この計画の中におきましては、玄海原子力発電所で放射性物質が漏えいするような特定事象が発生したときには、まず、原子力事業者から国や県などに情報が提供されまして、県内市町村には、県から情報が伝達されるような仕組みになってございます。

本市では、県からの情報を受けまして、直ちに警戒本部または災害対策本部を設置をいたしまして、対応に当たるとともに、県からの情報収集を行うことといたしております。収集した災害の状況、医療機関等の情報、県その他の関係機関の対応状況などは、市民の皆様へ、なかまコミュニティ無線、それからホームページ、防災メールまもるくんなどを活用しながら、迅速かつ正確に提供するというにいたしております。

また、原子力発電所での全電源喪失や冷却材喪失など、原子炉そのものの損傷、または、それを予測する事態が発生をいたしまして、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を公示した場合で、放射性物質の拡散等により緊急に避難勧告、避難指示が必要になった場合は、避難所などの選定につきましては、県などの関係機関の指示を仰ぎながら、適切に対応し

てまいるというふうに規定をしてございます。

それから、国、県の対応ということでご質問でございました。国の基準につきましては、防災基本計画や原子力災害対策指針に規定がございます。原子力発電所からおおむね30キロ以内の地域を緊急時防護措置を準備する区域、UPZという総称で呼ぶみたいでございますけれども、そういうことで区域として位置づけまして、この区域を管轄する地方公共団体に対しまして、広域避難計画等の策定をするように規定をしてございます。

福岡県の規定にございますけれども、福岡県の場合は、原子力災害広域避難基本計画ということに、この内容が盛り込まれてございまして、玄海原子力発電所から半径30キロ圏内の住民、具体的には糸島市の二丈地区約1万人の方、それから志摩地区約5,000人の方、この合計1万5,000人の方を県内の他の市町村へ広域避難をするということが定められております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

中間市については、今、作成中であるというような内容だと思います。

それと、県の避難計画については、柴田課長のほうからいただきましたので、よく読まさせていただきました。この文章、最初に出てくるのが、事故については「万々がーに」という書き方になってます。やはり相変わらず、この事故が起こり得ないということを前提としたような文章の始まり方というのが印象的です。

それと、避難計画が糸島地区、先ほど言われましたけど、1万5,000人について、その1万5,000人がどういう手段で逃げて、それをどう受け入れるか。離島については、200人の姫島があるそうですが、ここが県所有の船7隻で98人とか、姫島の定期船が90人乗りなので、これを活用するとかいうように書かれてあるわけですね。そのほかにも、病院の入院患者だとか施設入所者をどうするのか。また、医療体制、近隣も含めてどうするのか、そういったことを検討されているようです。

先日も、その内容でテレビ等見てましたら、避難訓練が確かに行われてました。しかし、実際に30キロ圏内見て、人口、これが実際には25万5,000人いるわけですね。これが50キロ圏内、福岡市が入ってきますけど、こうなると140万人いるわけです。この今つくられている計画、県がかなり細かくつくっているんですけど、実際に事故が起きたときに、果たしてこれで役に立つのかなというのが率直な疑問でした。

風向きによっては、佐賀県や長崎県からの県域を越えての避難もあると思いますけれども、こういった県を越えての避難というのは余り検討されているようでもありません。もしかしたらあるかもしれませんが。

原発事故については、四国の伊方原発についても非常に危険です。かつて1回、私も意

見述べたことありましたが、米軍のヘリコプターが、四国伊方原発の裏山に激突してバウンドして、あげくの果てに、原発側ではなくて、反対側800メートルの地点に墜落したという事故がありました。今までも、この中間市近辺での原発事故発生の危険性というのが、そういった意味ではあったわけですが、たまたま運がよくて何もなかったというのが今の状態だと思います。

ところで、現実の問題として、この中間市における原発事故で一番想定できるのは、県も予測していますが、佐賀県の玄海原発だと思います。ここについては、昨年の12月から「原発なくそう！九州玄海訴訟 風船プロジェクト実行委員会」というのがありまして、色とりどりの風船1,000個を原発の付近から空に飛ばす試みが行われています。そして、風がどちらの方向に原発の上空から向かっているのかを調べてるわけです。

第1回目が昨年の12月実施で、大分方面を通過して、最終的には奈良県まで続いています。どうやら、四国の瀬戸内海側を通過したようであります。2回目がことしの4月14日で、芦屋町と田川市の間ぐらいのところを風船が通って、瀬戸内海の本州側の海岸線を通過して、最終的にこれも奈良県まで到達しているようであります。そして、問題なのは3回目です。ことしの7月28日に行われましたが、これは中間市の岩瀬西町で風船が発見をされています。

大体、年間を通じて、南南西の方角から東北東に向かって吹く風が一番多いようです。台風情報なんか見ますと、九州から本州を通過して北海道付近まで行っていますけども、大体、日本列島を縦断する形で風は吹いているようにありますので、佐賀あたりで事故が起きますと、日本列島を放射能が縦断をするということになります。時速大体50キロから70キロの速さの風ということですので、玄海原発上空からこの中間市上空を通るということになりますと、1時間から2時間、この中間市に放射性物質の影響が佐賀原発の場合にはあるということでもあります。

実際、この事故の報告ですけども、JCO事故のときには、発生から発表まで3時間以上かかったようですけども、大体、事故を隠そうとしたり、なるべく炉に傷が入らないような形で修復しようとする思いから、遅くなる傾向があるようです。九電には、このような事故の場合には、今の話では国や県を通じてということでもありますけども、そういうことにしてもなるべく早く情報が入るように、市としても求めるべきだと思いますが、市長、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われますように、玄海原発で事故が起すれば、放射線というのはこちらに来ること、これはもう、シミュレーション等々でわかっている話でございます。

あとは、その放射線量はどのくらいかという、その話になってまいりますし、また、季

節によって風向きも変わってまいります。そのときそのときの状況に合わせながら、私どもは、言われますように、迅速で正確な情報を必要といたしますし、今の段階では、当中間市も避難をされる方を受け入れる、そのような側に立っておりまして、そういうことがあったとき、逆に避難された方をどう受け入れるかという、そちらのほうが今のところ県のほうともそんな流れになっております。

そういうふうな災害は、やはり広域避難等を要する大きなことでございます。市町村だけではもう対応できない部分というのが、前回の避難訓練におきましても、本当に露呈されております。県などの関係機関のしっかりした指示を仰ぎながら、適切に対応していきたいのと、そんなふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

情報のとり方についての今質問だったんですけど、ちょっとその辺については明確ではなかったと思うんですけども、どちらにしても正確な情報を、とり方についてまた後でもちょっと述べますけど、正確に情報をとるようにしてほしいと思います。

それと、実は、この玄海原発の危険性というのは、他の原発と比べて特質すべきものがあります。それは、炉のもろさという点であります。ちょっと難しい言葉なんですが、脆性遷移温度という数値でこれが示されています。玄海原発1号機は、1975年の10月に稼働を始めて今38年たっていますが、建設当時、炉の壊れる脆性遷移温度はマイナス16度でした。それが翌年の1976年には、これが35度、1980年には37度、1993年には56度だったのですが、2009年には、これが98度まで上がっています。それから5年近くたっていますので、今はもう100度近いのではないかというふうに思われます。

つまり、通常は、炉の中は300度近い温度に保たれているわけですけども、何かの軽微な事故であっても、事故が起こって緊急の炉心冷却装置というのが働いた場合に、冷却水が注入されます。そうしますと、この炉が壊れて、一気に放射性物質が外部に漏れる危険性が高いということであります。

一部の学者によりますと、この玄海原発の1号機は、日本の原発の中でも一番危険だというふうに指摘をされています。ですから、軽微な事故でも、とんでもない結果を生み出すおそれのあるのが、この玄海の第1号機です。

しかも、日本は原発の寿命の指定が非常に甘い、まあ、それも特徴です。60年までもたせようっていうような声も聞かれていますけど、これがアメリカの場合では40年です。世界の平均を見ますと、大体、炉の寿命というのが22年。そういうことからすると、今、60年までもたせようというのは、これ、途中で何があってもおかしくない実験をやっているようなものなんですね。

何かといえば、国際的な紛争に対して軍事的な対応の姿勢が目立つ我が国ですけども、もし、この玄海原発が標的となってテロでも起きれば、先ほどの風向きとの関係もありまして、日本はもうおしまいです。私たち自身がそんなとてつもなく危険な原発の風下に住んでいるわけです。

この辺の危険性については市長も十分自覚されてると思いますけど、もう一度お尋ねいたします。どのようにお思いでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

十分認識はいたしております。しかし、今、言いますように、いろんな条件の中で、しっかりした情報を把握っていうのが大切っていうことは、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

今度は、ちょっと避難の問題なんですけど、防災対策の重点地域が指定をされ、半径30キロメートルでは、玄海原発では25万5,000人と、50キロメートル以内では約140万人という数字をさっきも言いましたけども、100万都市の福岡市もこの50キロ圏内に位置しています。

しかし、この数値は風向きを想定せず、コンパスではかったような円で示されますので、実際の影響はもっと複雑だと思われます。県の計画では、福岡市が9,500人の避難者の受け入れ地域となっていますけども、福岡市も、風向きによっては避難対象地に指定されないとも限らないわけであります。ソ連のチェルノブイリでは、わずか3キロメートル以内の避難に1,200台のバスが使われたそうです。恐らく日本の場合は、道という道はラッシュとなり、そう簡単な避難はできないと思います。先ごろも、ようやく玄海原発の事故を想定しての避難訓練が行われましたが、ほんの一部の参加による訓練であります。しないより、したほうがましという程度だと、私は思ってます。

県の避難計画では、福岡市に、先ほど言いましたけど9,500人、中間市でも12カ所で2,000人の避難者受け入れ計画が立てられているわけですけども、これも風向き次第だと思います。

それと、原発事故時点の一番の問題は、住民への正確な情報提供ということが大事だと思いますが、福島の場合は、軍事優先のためか、米軍にはそそくさと提供したSPEED Iの情報、これは緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの情報、まあ長い、そういう情報らしいんですが、国内に流したのは事故から12日後の3月の23日でした。米軍についても独自の情報を持っているようですけども、これも一切出してきません。軍事機密ということですけども、そのために、実際、福島では風下に知らずに避難した人々

もかなりいたようであります。津島地区っていうところが一番高かったらしいんですが、こちらに浪江町から1万人近い方が避難されてました。こういう実態もあります。

少なくとも玄海原発の事故に対しては、常日ごろから国や県に働きかけて、情報の提供を的確にさせるべきだと思います。国や県からは何の情報もなかったのが、福島では実態だったようであります。

県としても、今、則松の総合庁舎で、そして、国のほうも環境省ですか、環境庁ですか、陣原の市民センターで、常時放射能の監視体制を設けるっていうことであります。そして、遠賀保健福祉環境事務所や直方県土整備事務所でも携帯用の測定器を配置して測定するということです。このように、こういったところとは常日ごろから連絡を密にとり、常日ごろからの連携を図ってほしいというふうに思いますが、この辺はどうでしょうか。誰がいいですかね。課長、よろしいですか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（柴田精一郎君）

県のほうとの、担当部署との日ごろの連絡につきましては、密にとってまいりたいというふうに思っております。

一方、今ご指摘のありましたサーベイデータ等、いわゆる放射線の情報については、今インターネットでも随時公開されておりますし、それを見ながらどなたでもチェックができるようになっておりますので、そういった情報も常に見ていくというようなことをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

わかりました。よろしくお願いいたします。

それと、いざ事故が起こったときの問題として、甲状腺がんを防ぐためのヨウ素剤の投与の問題があります。このヨウ素剤については、例えば、この中間市は、現状では配備まではないかなくても配慮しているのは何かあるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（柴田精一郎君）

今、県のほうでヨウ素剤の備蓄を進められております。これは、先ほど私のほうでちょっと説明させていただきました、30キロ圏内のUPZの部分の住民の方に対しての備蓄を県のほうがやっているとということでございまして、現在、県のほうでは、UPZ圏内の40歳未満の方と、直接防災行政の関係者となります約2,500名分を既に備蓄配備を

行っております。

それから、今年度は、その40歳以上の方に対しても、このUPZ圏内の住民の皆様の備蓄を進めていくという計画にしているということでございます。

あと、市町村単位で見た場合に、この備蓄をしているというところは、先ほど言いましたUPZ圏内に入っている糸島市ですけども、糸島市とあとは独自で福岡市がしているということでございまして、それ以外の県内の市町村での備蓄は、今のところはそれをしてるところはないということでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

これ、30キロメートルといっても、さっきも言いました風向きによってはどうなるかわからないわけですね。結構、硬直的な発想だと思うんですね。それと、このヨウ素剤というのは、自然界では、このヨウ素っていうのにはもともと放射性物質はありませんでしたので、人間の体っちゃうのは、これを無条件に全て取り入れてしまうんですね。そのために、これが甲状腺にたまって内部被曝を起こして、がんの発症となるようであります。専門家によりますと、放射性ヨウ素を取り入れる前か、遅くとも24時間以内にこれを投与しますと、次に入ってきたヨウ素を受け入れませんので、事故直後の対応が非常に重要になってまいります。

この被害者は主に子どもたちです。チェルノブイリでは、この対応がおくれたために、2006年の時点で約9,000人のがん患者が予測をされています。また、ヨーロッパ全体では、これが1万6,000人にも及ぶというふうに発表がなされてます。

福島の場合も、実際には投与までに3日かかっています。その後のチェルノブイリ膀胱炎患者の、これ、セシウムなんですけども、尿中のセシウム137の検出レベルと福島周辺の女性の母乳のレベルが大体同程度であるということから、実際には、福島でも放射性のヨウ素をかなり子どもたちが体内に取り込んでいるというふうに思われます。

反原発集会なんか行きますと、専門家の方が発言されてるんですけど、通常10万人に1人当たりのがん患者あるいは疑いのある方が、かなり100倍近いような数字を発言されていました。かなり高い数値でヨウ素を取り込んでいるのが実情だと思います。

ヨウ素剤の対応のおくれっていうことで、中間市では、事故が今起きたわけでもないのに、30キロということで、なかなかそれ以上進めにくいと思うんですが、しかし、それでも、先ほども言いましたように、風向きとか状況によっては、特に玄海の場合、プルサーマルの非常に汚い放射性を出す原発抱えてますので、そういったところで、他の、先ほど言いましたような放射線量なんかの情報も入れて、ヨウ素についても適切な対応ができるように努力してほしいと思いますけども、この辺、市長、どんなふうでしょうかね。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今からの将来を担う子どもに、一番先にそのような影響出るってということでございます。私、そのヨウ素剤がどれぐらいの費用がかかるのか、または、一度購入したそのヨウ素剤がどれぐらいの有効期限っていいですか、あるのか、また、その途中で廃棄してまた買わないかんのかっていうことも、ちょっと済みません、勉強不足で済みません。そういうことも調べながら、でき得る限りのことはしていきたいなとは思っております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

よろしく願いをいたします。

で、この原発については、今まで起きたらどうするかという問題で言ってきましたけども、起こさせないように「即時ゼロ」を目指すということも、これ、必要だと思います。東日本の事故当時は、原発をとめて日本の電気は足りるのかっていう議論が盛んでしたが、現在、全ての原発が稼働停止する中で、電気は夏の最も消費量の多い日も含めて足りています。まあ、CO₂の問題がありますが、化石燃料に頼る状況を脱却はしなければなりません、福島での事故後の電気不足のこの手の議論については、決着がついたのではないかと思います。

問題なのは、相も変わらず再稼働しようとする動きが、政府も含めてあるということです。玄海原発も再稼働の申請中であります。ことしの7月12日には3、4号機の申請があって、その後、九電の副社長からは、玄海原発の1、2号機についても再稼働に向けて、今、準備中であるという発言がなされてます。日本全国原発がこの動きですし、鹿児島県の川内原発も、7月8日には1、2号機の申請がなされています。

廃炉をするにしても、放射能の軽減待ちの待機期間というのがありますので、日本は17年を考えているようですが、この待機期間、イタリアでは40年、フランス50年、イギリスでは100年です。つまり、既に稼働して放射性廃棄物をつくり出したところから、危険性っていうのはずっとつきまとうわけです。ですから、もうこれ以上つくらないという、一刻でも早い決断が求められていると思います。

今、日本の各地で原発からの脱却を目指して「原発ゼロ都市宣言」の実施を求める動きがありますけれども、中間市でもこのような状況ですから、未来の孫、子たちに対する責任として、そのことにも真剣に向き合うべきだと思います。

今、「暴力追放宣言都市」であるとか「核の廃絶宣言」なんかが中間市でもやってまして、これ、県下ほとんどの市がやってるようですけども、新たに「原発ゼロ都市宣言」についても、これにつけ加えて宣言すべきだと思いますけど、これ、市長の見解をお伺い

たします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

「原発ゼロ都市宣言」をというそのお話でございます。このエネルギー問題は、本当に、国の根幹にかかわる大きな問題でございます。中長期的な原子力発電所の位置づけにつきましては、政府において、その将来の具体的な電源構成のあり方やその実現に向けた方策など等について、安全性の確保、資源の確保、また経済性、国民の負担、また我が国の国際競争力等々、それに加えて、地球環境への影響などを総合的に検討して結論を出すべきだと、そのように思っております。

そういうことを踏まえまして、「原発ゼロ都市宣言」を直ちに行うっていうことは、今のところ私、考えてはおりません。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

今後は、そういう検討もしてほしいというふうに思います。

それと、中間市内に私も入ってますけれども、「原発をなくす中間市民の会」というのがありまして、県下でもこれは先駆的な動きです。個人単位の加入で、今、町内会長さんや作家、画家あるいは私のような議員など、幅広い参加で、今、活動を開始をしています。

去年は、専門家による講演会だとか、佐賀県の玄海原発の視察なども行いました。原発をなくすという運動は、全市民的な喫緊の課題だというふうに考えています。これは全体の破滅を防ぐ課題でもあります。かつて、アインシュタインが、「全体的な破滅を防ぐっていう課題は、他のあらゆる課題に優先せねばならない」っていう、このように述べられていますが、核の時代の幕開けでの発言でしたけども、今は、こういった原発というのが本当に全体的な破滅につながるような、非常に危機的な状況に、私はあるというふうに認識をしています。

福島の一部の市町村のように、家も土地も全てを捨てて、いつ戻れるともわからない状況に投げ出されるのが、この原発事故です。また、その土地から出ていかなくても、常に病気の恐怖と闘わなければなりません。

こうした問題については、政党・党派や思想・信条の違いを超えて、地域住民が一丸となって取り組むべき問題ではないかというふうに思います。

ぜひ、市当局を初め、市議会議員の皆さんや幅広い市民の皆さんの力を集めて、こうした中間市から「原発やめよ」という声を内外に発信していけたらなというふうに思っています。

そういうことで、一般質問、終わらさせていただきます。

以上です。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、介護保険制度について質問いたします。

厚労省は、介護保険で「要支援」と認定された高齢者に対するサービスの総費用額に上限を設けて、費用の伸びを抑制する方針を示しました。これに基づいて、要支援者の保険サービスを全廃する方針でしたが、反対世論に押されて撤回いたしました。

しかし、要支援者の主要なサービスであります訪問介護、すなわちヘルパーサービス、それと通所介護、デイサービスは保険サービスから外し、市町村の裁量で行う地域支援事業を受け皿とする計画です。通所介護は、入浴やバランスのとれた食事を得る唯一の場になっている高齢者が大勢います。保険外しは命にかかわります。訪問看護やリハビリ、訪問入浴介護などは、全国一律の保険給付として残さなければ支障を来すと言うのなら、訪問介護と通所介護だけを保険給付から外していいという理屈は成り立たないと、私は思います。高い保険料を天引きされ、要支援と認定されても、介護サービスを十分受けられないのは、まるで詐欺だという怒りと不安の声が上がっています。

現在、要支援1と2の対象者は全国で150万人いると言われていますが、中間市では、要支援1と2の対象者は何人いらっしゃいますか。また、介護認定者のうち何%を占めていらっしゃいますでしょうか。担当の部長、課長どちらでも構いませんが、答弁よろしくをお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

小南介護保険課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

ただいまのご質問にお答えします。

まず、要支援者でございますが、直近の本年10月末現在でございますが、要支援1の方が643名、要支援2の方が481名、要支援1、2の合計で1,124名の認定を持たれた方がおられます。それから、全体の要支援要介護者の中での要支援1、2の割合としましては、全体の中で36.8%の割合を占めております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

介護認定を受けてある方の約40%の方が、今回介護サービスから外されるということですが、政府の方針として示されているということですね。

要支援2は、2006年の制度改定で要介護1の人の約60%が対象になり、受けられるサービスが少なくなりました。その理由は、介護予防に重点を置くというものでした。今回の制度改定は、重点を置いたはずのサービスをわずか7年で制度の対象外にするものです。これは大きな問題ではないでしょうか。

また、皆さんもご存じのように、ヘルパー事業は昨年から利用時間が短縮され、サービスが受けられないなど大きな影響が出ています。生活援助そのものがなくなれば、まさに「保険あってサービスなし」になってしまいます。公的介護は専門性を備えた職員でこそ支えることができます。軽度の段階でしっかりと支援をして、重度化をさせないことのほうが、財政的にも負担の軽減につながると考えます。市長は、この点についてどう思われるでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いろいろ、国のほうも制度を変えていこうという動きがございます。この介護保険制度が、やはり高齢者の方に対しまして不利益にならないように、私どももしっかりとしていかなければいけないなという思いでございます。

それにつきまして、どれぐらいまた財政負担になるか、また、国がどのように財政、その交付金等々も含めまして出してくれるかというのがわかりません。しかし、先ほど言いましたように、いろんな制度改革が高齢者の方に不利益にできるだけならないように、しっかり頑張っていきたいなと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、質問いたしましたのは、国民健康保険事業と同じように予防を重点にということで、介護についても、軽い段階のうちからよく支援をして、介護者を少なくするっていうのが目的ではないかと思いますが、市長、その点で、財政的にもそのほうがいいのかという質問でしたけれども、再度お尋ねいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私どもも、いろんなヘルパー事業等々も含めまして、しっかりやっているところでございます。そういうことで、さっき言いましたように、当然、病気等々体のぐあい悪くなる前に、予防的なそのようないろんな措置っていうのが必要、そんなふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

私もそのとおりだと、市長と同感でございます。

要支援者の受け皿となる地域支援事業は、介護に当たる人員や運営の基準もなく、利用者が介護保険サービスと同じサービスを受けられる保証は全くありません。また、利用料は、介護保険の1割負担より値上げすることも可能になっています。さらに、専門知識を持ったヘルパーによる訪問介護を、民間企業やNPO、ボランティアなどに任せて安上がりにもできるということです。要支援者の訪問介護から生活援助を基本的に外すということは、食事、掃除、洗濯といった生活支援をばらばらにして民間企業やNPOが担うことになれば、ホームヘルパーのように生活全体を見守りする人がいなくなります。要支援といっても、認知症を初め、深刻でさまざまな問題を抱えた人がいます。こうした人たちが、地域で尊厳ある生活を継続できなくなってしまう。新たな介護難民をつくり出すのではないのでしょうか。介護サービスを受ける権利を奪うことは、介護保険への不信を強め、存続そのものを揺るがすことになると思います。

今回、政府が出しております改定は、要するに、要支援の人たちを、もう一度繰り返しますけれども、ホームヘルパー、デイサービスをこれまでの介護保険の制度から外して地域の支援事業に移すということで、先ほど申しましたような支障がいろいろ出るのではないかというふうに考えております。そういうことから、介護保険そのものがもう壊れてしまう、こういう制度になるというふうに私は考えますが、市長、その点について質問いたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、この制度、あるわけでございますし、国のほうもこの制度を維持するためにいろいろやっております。これが崩れれば、また大変な混乱を起こしますんで、この介護保険制度等々はしっかりやっていただきたいなと、そんなふうには思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今回、繰り返すようではございますけれども、今は、介護保険制度の中でヘルパー事業、デイサービスっていうのが受けられましたが、これからは中間市が主体となりまして、NPO、ボランティア、そういうところに投げかけてしてもらおうっていうようなことになるのではないかと危惧しておりますけれども、そうならないで、中間市として、このまま法律が通りますと、中間市がそういう支援事業として、しっかりこれまでどおりのヘルパー事業、デ

イサービスができるかどうかという点につきまして、部長のほうに質問いたします。

○議長（堀田 英雄君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、訪問介護、通所介護が地域支援事業の形式に見直すというふうになっております。これは、市町村のほうが地域の実情に応じて、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みと、効率的かつ効果的なサービスが提供できるんじゃないかというのが国の考え方でございます。

財源についても、介護保険制度の中で、サービスの提供の分については変わらないように措置するというふうに、国のほうも指針の中では書いておりますので、中間市といたしましても、来年度の第6期の中間市高齢者総合保健福祉計画作成委員会の中で、この高齢者のニーズに応じた訪問介護、通所介護の高齢者施策を十分協議していただいて、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今の部長の話では、これまでどおり地域支援事業としてやっていきたいと、計画をしていきたいという答弁でしたけれども、国のほうは、もうご存じかと思えますけれども、財源ですけれども、介護保険給付見込み額の3%から4%以内と、地域支援事業への財源はということで明記しておりまして、これでは不足だということで、何とかして十分にやれるためには8%必要だと、こういうふうに言っております。しかし、今の状況だとなかなか8%は厳しいかと思えますので、部長もこれまでどおりやっていきたいということですので、不足分は市のほうで何とか財政助成もしていただきまして、これまでどおりのヘルパー事業、デイサービスが受けられるように、ぜひ、やっていただきたいというふうに思っております。

全国で、この問題につきまして、いろんな利用者の声が上がっております。例えば、「介護保障を求めるひろしまの会」は、市内の要支援1、2の約1,000人を対象にアンケート調査を実施した結果、最も役立った・助かったサービスは、訪問介護が51.5%で最も多く、次いで通所介護・通所リハビリが46%。約9割が現在利用しているサービスがなくなったら困ると回答しております。また、「一人だと何もする気力が起きません。でも、ヘルパーさんが来てお掃除をしていただくと、私も庭をいじったり玄関を掃いたりしようという気持ちになります。作業の合間に少しでもお話することが楽しみです」。このように、ヘルパー事業を受けてる利用者の声が切々と上がっております。

ぜひ、中間市は本当に高齢者に優しいまちだというふうに私も思っておりますので、ぜ

ひ、そういう方たちが、今、申しましたようなことにならないように取り組んでいただきたいと思います。

しかし、政府が、今、出しております介護の改定につきましては、まだまだ変動しております、ご存じのように。ということで、この11月4日の社会保障審議会介護保険部会でも、委員の中から、なぜ訪問介護と通所介護のみを外すのか、地域格差が生まれる上に、ボランティアにサービスができるのかなど、さらなる見直しを求める意見が噴出しております。

40歳以上の国民は、介護や支援の必要性が生じれば、保険給付を受けられるという前提で介護保険料を払い続けています。最も利用頻度の高いサービスだけを途中で保険給付から外すなどという約束違反は、保険制度の破綻に等しいものです。要支援外しなどの改悪はきっぱり撤回し、介護を受ける人も支える人も安心できる介護保険制度を確立するように、私も国その他に求めてまいりますので、市のほうもぜひ国に積極的に声を上げていただきたいと思います。

次に、小中一貫校について質問をいたします。

小中一貫教育は、全ての子どもたちに普通教育を保障し、子どもの成長と発達を重視してきた6・3制を否定し、ほとんど議論もないまま全国に広がりつつあります。また、小中一貫校という名のもとに、学校の統廃合も急増しています。

小中一貫校は、広島県呉市が財政の逼迫から2つの小学校と1つの中学校を統廃合するために、2000年に文部省の研究開発学校として始まりました。

小中一貫教育導入の理由は、どの自治体も「中1ギャップの解消」というものです。広島県呉市の小学校児童の67%が、中学に対して不安を感じているという調査から生まれました。しかし、元教員の話によりますと、小中一貫校づくりの口実にされている中1ギャップはほとんどない、むしろ、小学校でうまくいかなかった子が気持ちを新たに登校してくる例のほうが多い、不登校の問題行動などの背景には生活環境も大きく、一貫校にすれば解決する問題ではないとのこと。また、中学校で不登校やいじめが増えるのは、受験の重圧が大きな原因だと考えられます。

全区で小中一貫を導入している東京都品川区では、不登校児が減るところか、逆に増え、その増加率も東京23区の中で最も高くなっています。また、品川区では、2012年に何と3人のお子様が自殺をしています。

中間市では、ことし5月16日の中間市行政経営改革有識者会議の中で、学校の統廃合と小中一貫校、中高一貫校について審議されています。さらに、7月25日に、小中一貫校及び学校統廃合の実現性を踏まえた中間市教育基本方針を策定し、目標達成年度等を明記した実施計画を策定すべきであるとの答申が出されております。

小中一貫校について、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在、我が国の義務教育制度は、学校教育法によりまして、小学校6年間、中学校3年間と規定されており、約60年以上にわたってこの枠組みが維持されてまいりました。

この間ですけれども、義務教育の現状も近年の社会情勢の急激な変化に伴い、児童生徒の学力並びに体力の低下傾向、規範意識の低下、凶悪犯罪の低年齢化など、さまざまな問題が生じている現状にありまして、新たな教育システムの構築が求められております。こうした現状に対しまして、文部科学省も、現在、検討しているところでございます。

中間市の教育委員会といたしましては、現在、中間北中学校区で、さくら保育園、中間北小学校、中間北中学校が連携した「ほくほく夢ネット」事業を実施しております。子ども同士の交流、保育士と教師の交流、家庭、地域との連携・協働等の事業を行っており、その実践については、さまざまなところで評価を得ているところでございます。

また、平成24年度から、中間市小中連携学力アップ推進協議会を立ち上げまして、市内小中学校を3つに分けまして、校区連携推進委員会を組織し、小中学校が一体となって、授業改善や児童生徒の家庭学習の定着の取り組み等を通して、学力の向上に努めているところでございます。

このように、本市教育委員会におきましても、さまざまな形で小中学校の連携を図っていますが、今後さらに取り組みを深めるよう指導していきたいと考えております。

ただ、小中一貫教育の推進に当たっては、ただいま議員ご指摘のとおり、さまざまな問題があると伺っております。幾つか挙げますと、学校運営、それから教育課程の編成に係る問題、教職員免許の問題、教職員配置の問題、学校施設に係る問題等がございます。

本市といたしましても、今後、国や県の動向や他地区の状況を参考にしながら、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

どうもありがとうございました。

小中一貫校っていうのは、全国各地で行われておりますので、今どういう状況なのかということを、ちょっとお話をさせていただきます。

小中一貫校を推進する多くの自治体や教育委員会は、小学校1年生から中学校3年生までの教育課程を（小学1、2、3年生）4年間、次に、（小学校5、6年生と中学1年生）3年間、（中学2、3年生）を2年間で区分しています。

小中一貫校は、子どもにどんな影響を与えるかということが、いろいろ現在問題になっ

ております。例えば、小中一貫校では、小学5、6年生は小学校のリーダーとして成長する時期が奪われ、人間としての発達に悪影響を及ぼすと考えられます。

また、小中一貫校では、中学での急激な変化になれさせるとして、小学校5年生から教科担任制を取り入れ、中間・期末の定期試験を実施し、受験競争的なスタイルを小学校5年生にまでおろし、中1ギャップを克服しようというようなことも行われております。これは、逆に中1ギャップを早期化するものではないでしょうか。

聞くとおるところによりますと、福岡県内で先行的に導入した宗像市では、研究発表会を前後にして教師の急病が増えていると聞いております。小中一貫校になりますと、先ほど簡単な説明が教育長のほうでありましたけれども、どのような勤務体制になるのか、ご存じでしたらお聞かせください。よろしく願いいたします。深見課長。

○議長（堀田 英雄君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。

勤務体制につきましては、大きく変わることはないかと思いますが、ただ、先ほど教育長も述べましたとおり、免許の問題ございますので、例えば、中学校の教員が小学校に、いわゆる小等部といいますか、小学生に教えることはできませんので、そういうふうな課題はあるかというふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

教師の多忙化に拍車をかけているのが、中学校の先生が小学校で教え、小学校の先生も中学校で教えるという相互乗り入れを取り入れているということです。小学校で専科教員を配置せず、中学校教師を兼務させようとしているところが見受けられます。これは、ただでさえ忙しい学校現場をさらに忙しくして、その上、問題なのは、子どもとの時間を奪ってしまいます。これでは、行き届いた教育とは逆行するものだというふうに考えております。

教育長は、教師の多忙化を少しでもなくして、子どもたちと直接話し合える、声をかけられる、こういう体制をしていきたいと常々おっしゃっておりますが、もう一度確認をいたします。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいま議員ご指摘のとおりでございます。先進的なところによりますと、先進的には、小中一貫校、全国でモデル的にやられている学校もありますけれども、これ、国全体の

法整備からいいますと、まだ、今、小学校6年、それから中学校3年という形の義務教育の枠組みがございます。それで、なかなか、この小中一貫というのをやると、教員免許の関係とかいろんな問題がありまして、まだ、国としては、これをやるという形で決まっておりますから、いろんな難しい問題点が多々あります。その中で、こういうふうな形のモデル校として小中一貫をやりますと、いろんな形でひずみが出てまいります。これはもう十分わかっております。

それで、中間市といたしましては、国とかの法整備、周りの整備が十分できた段階で、いろんな整備をしていきながら、この小中一貫校というのを実施したいと思います。そうしないと、なかなか新しい制度になりますと、先生方もいろんな形でストレスを抱えるようになるのは、もう十分承知しておりますので、このような全体的な整備が整いましたところで、中間市としても動いていきたいというふうに、今後、考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

文部科学省の諮問機関であります中央教育審議会の作業部会がまとめた報告書によりますと、小中学校のあり方について、9年制の義務教育学校の創設は、慎重な検討が必要と、先ほど教育長が答弁されましたようなことを述べております。そうして、早期の導入は見送るように求めています。その上で、当面は、小学校6年、中学校3年の6・3制を維持した一貫教育が望ましいと、このような報告書が出されております。

行き届いた教育のためには、1クラスの人数を少なくし、子どもとしっかりかかわれる環境をつくることだと思います。経済効率を優先し、学校を潰しながら、子どもたちに学力競争を押しつけ、子どもも教師も学校も疲弊させる小中一貫校を導入しないことを再度求めまして、一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。通告に従い、一般質問を行います。

まず、防災対策の取り組みについて質問をいたします。

全国で局地的な豪雨による災害が発生をして、多数の被災者が出ている昨今であります。仮に、本市で台風26号のときに伊豆大島に降った雨と同量の雨が降った場合、本市の大半が冠水することは、本市が作成している洪水ハザードマップを見ても明らかであります。

そこで、本市の防災対策の現況と今後の取り組みをお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お答えをいたします。

近年、これまでに本当に経験をしたことのないような大変な自然災害が多発をいたしております。幸い、当市では、人命にかかわるような、そのような大きな災害が起きておりません。想定を超える災害に対しましてどう備えるか。これは、ことしの10月30日に中間市の防災講演会を開催いたしております。東日本大震災で大津波が発生したときに、小学生、中学生がお互い助け合いながら、本当に、高いところへ高いところへと、お互い、幼稚園児も含めまして3,000人以上の子どもさんたちが命を落とすことなく避難をした。後に、釜石の奇跡ってということで、大変大きな反響を呼んだ、その釜石市にいたしまして、防災教育等々でかかわってこられました片田敏孝さんですね、先生お呼びいたしましての講演会でした。大変有意義なお話でございまして、その中で、中間市には典型的な天井川を抱えているんですね。先生がお住まいのところでございます。遠賀川が横にございますし、黒川等々もあるわけでございますけども、その天井川を抱えている中で、そのそばで生活するためには、その作法が要ると。天井川に対する作法が要ると。常に恐れる必要はないけども、そのとき、いざというときには、恐れながら、早目に避難しなさいというようなお話でございました。

そういうことで、人を死なせないように、人命を落とさせないように、私ども、そういうあたりを第一義に考えているところでございまして、また、子どもさんたちにも、そういうふうな、天井川の恐ろしさっていうのも、十分、文化として教えていかなければいけないなというのは痛感したところでございます。

当市の取り組み等々につきましての詳細は、担当部長のほうからお話しさせます。

○議長（堀田 英雄君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

それでは、本市の災害対策について、具体的にお答えいたします。

本市では、災害に備えて、雨水管の整備、法面の崩壊防止工事、側溝の断面改良など、さまざまなハード対策を進めているところでございますが、また、一方で、どんなに施設整備を進めましても、ハード整備には限界があるのも事実でございます。

このことから、最近の災害対策は、災害が発生したときに人命が失われるような最悪の事態だけは何としても避けなければならないという、いわゆる減災の考え方が主流となっておりますことから、本市では、自助、共助、公助が一体となった災害に強いまちづくりを進めているところでございます。

現在、自治会長を初めとした関係各位のご協力をいただきながら、自主防災組織の設立

及び育成支援を行っているところでございます。

また、昨年度には、危険が迫ったとき皆様にいち早く避難行動をとっていただけるよう、防災行政無線を追加設置いたしまして、市内全域を情報伝達区域といたしたところでございます。

また、複数の情報伝達手段を確保するため、携帯会社各社の協力を得て、エリアメールを導入いたしております。

今後、これらの通信手段を活用して、避難勧告、避難指示などの緊急情報を発信してまいることにいたしております。

今後も、自助、共助、公助が一体となった災害に強いまちづくりを進めていくため、自主防災組織の設立を支援してまいりますとともに、災害時の情報の伝達手段の拡充や、雨水・排水施設の整備などの防災対策をハードとソフトと、両面から進め、災害時の被害を最小限に抑えられるよう、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

今の、部長の答弁の中で、自主防災組織を設立をして、そこに育成の支援をしてるという内容でしたけども、中身はよう見えないんで、もう少し具体的に説明していただけないか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（柴田精一郎君）

お答えいたします。

自主防災組織の支援ということで、今現在は、校区ごとに、実際には自治会単位の自主防災をつくっていただくんですけれども、我々のほうの支援策としては、校区ごとに取り組みをしてくださいということで、お願いをしております。

まず、第一に、自主防組織の意義ということで、講演会のような形で、なぜこれが必要なのかというお話をさせていただきます。

これが済んだ後に、皆さん、地域ごと、いわゆる自治会ごとに集まっていただいて、デイングという形でいろんな議論をしていながら、ワークショップという形式をとりながら、避難ルートマップですね、各自治会から、一旦、避難の安全な場所に集まって、そしてそこから2次避難所にどういうルートを使って避難をするのかというのを、皆さんで話し合っていたいただきながら、それを決めていただく。そして、それででき上がった地図を、一枚の地図に、いわゆる校区を一枚の地図にまとめて、でき上がった地図につきましては、全戸配付をさせていただいているという状況です。そして、これが、全部ができ上がった段

階で、いわゆる、ルートマップを配った段階で、今度は、そのルートマップを使って実際に避難訓練をしていく。これを一番最初の、初動の自主防の支援策の一つの取り組みとして、今、ずっと続けております。

現在は、西小校区、それから中間小校区、底井野小校区、北小校区、この4つの校区の取り組みを進めてきております。来年度に向けて、残りの南小校区と、東小校区の関係各位の協力を得ながら、その取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

市長。

○市長（松下 俊男君）

どのような資機材を提供しておるかということもちょっとお話ししてください。

○議長（堀田 英雄君）

柴田課長。

○安全安心まちづくり課長（柴田精一郎君）

自主防組織が必要とする資機材ということで、途中で資機材の提供もさせていただいてます。

自治会によっては、いろいろ資機材の保有状況が違ってきておりますので、メニュー方式で提供をさせていただいてます。

今14品目、例えばブルーシートであったり、ロープであったり、ヘルメットであったり、懐中電灯であったり、こういった自主防災組織が使うであろうと思われる資機材を14品目選出しまして、その中から必要な資機材を、補助の上限額を決めておりまして、その枠の中で選んでいただいて、その部分については、各自治会のほうに支給をさせていただいている、こういう取り組みもあわせて行っております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

私が住んでる土手ノ内、そして、川西っていうのは、遠賀川が洪水になった場合、冠水していった場合、避難することが極めて難しい環境下にあるという部分で、こういった避難マップができ上がるのかという部分も楽しみでありますし、自分たちでつくるという部分の意義は大きいものだと考えております。

私、以前、洪水ハザードマップについて、一般質問いたしました。そのときは、市民の皆さんの周知の浅さと、そのハザードマップ自身の現実味と実用性のなさに対して、本当に実用性のあるハザードマップの提供をしてくださいという内容のものだったと記憶しております。

現時点での、市民への防災意識の徹底と実用性のあるハザードマップの配付を、どのようにお考えなのかをお聞きをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

現在作成しておりますハザードマップ、草場議員もご存じだと思いますけど、こういうものをつくっております。

この中には、洪水、遠賀川が決壊したときに浸水する区域が明記してあります。でもそれだけではなくて、避難の心得とか、あるいはふだん用意してもらうもの、日ごろの心得とか、あるいは防災用品のチェック、そういった、緊急時の連絡先とか、そういうものが記載されておりますので、これを利用していただければ相当有効なものだと、現実的に機能しているものだと考えております。

それで、これをどんなふうに配付してるかってことなんですけども、まず、昨年度の自治会長会議におきまして、その意義を説明するとともに、各地区の公民館に掲示していただくように配付をいたしております。

また、昨年度、全戸配付いたしました「我が家の防災チェックブック」、これなんですけども、この中にもこのハザードマップを入れております。そして、これも全戸配付いたしておりますので、皆さんお持ちだとは思いますが、こういう防災チェックブックをつくりまして、全戸配付をいたしております。

さらに、2年に1回発行しております「暮らしの便利帳」、この中にも災害時の拠点施設を掲載いたしまして、避難施設マップを掲載し、さらにホームページにも掲載して、そういった、さまざまな手段で市民への周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

その、洪水ハザードマップの、その資料、データは国交省からの配付っていうか、いただいたものを活用しているという説明、以前いただきました。

柴田課長とちょっとお話ししているときに、また新しい、国交省からのそういった情報なり、より一層、こういうときにはこういった対応が必要だというふうな判断ができそうなものの情報が入りつつあるとお聞きをしましたけど、そういったところはどのような段階にあるんですか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田課長。

○安全安心まちづくり課長（柴田精一郎君）

お答えいたします。

現在、国交省のほうで、「ハザードマップの手引き」というものが改訂をされております。この手引きに沿って、国交省のほうでハザードマップの原本を見直すという作業が進められてるっていうふうに報告を受けております。

具体的には、浸水想定区域の見直しもやってるんですけども、これまで浸水深の表示っていうのが5段階表示でございました。この5段階表示では非常にわかりにくいっていうことで、3段階表示にするということで、今見直しがされてます。これは、これまでの避難の途中において水流に巻き込まれて犠牲になられた方もいらっしゃるというようなことで、水平避難ということ等含めて、早目の水平避難と、逃げおくれたときの垂直避難ですね、上のほうに、いわゆる2階以上に逃げるという考え方、こういった考え方が今新たに出てきて、2階以上が示されるような0.5メートル、3メートル、3メートル以上っていう3段階表示ですか、こういう形での表示方法に変わってくるということです。

それからもう1点が、ハザードマップの欠点であった、水流が見えないんですね、いわゆる水がつかった状態ではわかるんですけども、深さはわかるんですけども、水がどうというふうに流れてくるかわからないということで、そこら辺を明確にするために、屋内にいと家屋倒壊等により命の危険がある区域を「家屋倒壊危険ゾーン」ということできちっと示すと、図面の中に示すということで、この見直しをしていると。

これを、せんだって国交省の方が来られたんで、進捗状況はどうでしょうかっていうお話をしましたけれども、まだ今ちょっと作業中なので、いつできるということは申し上げにくいけれども、来年度の完成を目指して今努力をしておりますということでございました。

本市におきましては、この完成を待って、そのデータをいただいて、今度新たなハザードマップの作成ということも視野に入れて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

そうですね、一日も早く入手できて、皆さん方に配付していただければ、今の自主防災組織で避難ルートを検討されてあるものも、より一層具体的な実効性のある有意義なマップができるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初の答弁の、市長がおっしゃった10月30日の中間市と中間市教育委員会の主催の防災講演会が開催されました。私も聞きに行きまして、大変、ほんと有意義であり、勉強にもなりました。主催が市また市教育委員会であります。市の職員さんも多数お見受けをいたしました。

教育委員会も主催をしておりまして、小中学校の先生方にも声かけとかされてたのかなと。何人ぐらいの方、先生方が、この講演会、見に見えてあったのかなというのが気になったんですけど、わかりますか。

○議長（堀田 英雄君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

議員さんおっしゃいましたとおり、校長会議等で呼びかけをしております。ただ、本日、何名の職員が参加したかというところでは把握しておりませんが、私が見かけましたところ、校長先生方が参加しておりました。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

なぜお聞きしたかっていうと、この片田教授は、市長も言いましたように、釜石市の小学校、中学生とじかに向き合って防災教育を指導して実践をされてきたと、そのことによって、約3,000人の生徒、ほぼ全員が無事に避難ができた。

私は、現場、現地の生の声を、生に聞いて、教育現場に生かしてほしかったなと思ったからでございますし、余りにもすばらしく、実用性のある講演だったために、なぜ、たくさんの教師の方たちが、それを活用されるべきではなかったのかなという思いで、残念でたまりません。

講演の中で、私、記憶にもう強烈に残ったのが、「津波てんでんこ」「命てんでんこ」という標語を紹介していただきました。「てんでんこ」というのは、「各自」とか、「おのおの」と、「めいめい」という意味でございますが、この「津波てんでんこ」「命てんでんこ」を防災教訓として解釈するならば、それぞれ「津波が来たら、とるものもとらず、肉親にも構わず、各人てんでんばらばらに一人で高台へと逃げろ」と、そして「自分の命は自分で守れ」というふうになります。

他人には構わず逃げろという、利己主義だと誤解を受けやすいですけども、しかし、この言葉には、「自分の命は自分で守る」ことだけではなくて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意味も込められていており、緊急時に防災弱者——子どもとか老人——を手助けをする方法などは、地域であらかじめ話し合っておくよう、提案もしているものであるということでございました。つまり、「他人を置き去りにしてでも逃げろ」ということではなくて、あらかじめ互いの行動をきちんと話し合っておくことで、離れ離れになった家族を探したり、とっさの判断に迷ったりして逃げおくれることを防ぐのが第一であることを教えてある標語であると、説明をしていただきました。

この「津波てんでんこ」「命てんでんこ」の意味を小中学生が理解をして、実践してくれるならば、災害時において、多大な減災につながるものと考えておりますし、必要な防

災教育だと思いますけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

教育長。増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

私も先日、先生の講演を聞かせていただきまして、本当に感銘を覚えたところでございます。

それで、今まで学校の防災教育といいますと、火災を中心にして、地震があった場合、それから不審者が来た場合にはどうするかというような防災・避難訓練を実施しております。しかし、今回、あの講演を受けまして、次の校長会で、ぜひ、中間の遠賀川が氾濫した場合の避難をどうするかということを、防災教育の中にぜひ入れて実施してもらいたいというふうな形の要望を出しております。

また、地域と一緒にになりながら、学校が児童生徒の、それから家族も含めた防災教育をしっかりとやっていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

片田先生は、北九州市の防災アドバイザーでもあります。年に何回か見えてあると思いますから、そういった中で本市にも来ていただいて、また講演等が開かれることがあれば、一番いいことではないかと思います。

本市は、地域的に、地域柄、豪雨による洪水が懸念をされます。今、国交省主体で、新日鐵堰の改修事業と中島の自然との共生の治水事業が実施をされておりますが、市民の生命と財産を守るという立場から、新日鐵堰改修事業は平成27年が完成予定でございますが、早期の完成を要請するとか、中島の治水事業でより治水効果を高めるように見直しを要請するとか、そういうお考えは市長のほうにはございませんか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当然、私ども、遠賀川沿川で、遠賀川改修期成同盟っていうのをつくっております、毎年、この遠賀川に対する安全対策等々について、国のほうに陳情しております。

先ほど言いましたように、典型的な天井川でございますんで、これが何かあれば大変な被害が起きますんで、しっかり対応していただくように、また、中島の井堰等々につきましても、少しおくらしているようでございます。このことにつきましても、早急に竣工するようにお話をしているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

全力で取り組んでいただくことを希望しまして、次の質問に移ります。

中間市立病院について質問いたします。

まず、地方公営企業法の全部適用への移行について、現状の取り組みをお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

三島市立病院事務長。

○市立病院事務長（三島 秀信君）

お答えいたします。

２４年１２月１７日に中間市行政経営改革有識者会議より、「中間市立病院の経営については、現在の地方公営企業法の一部適用から、人事、予算等に係る実質的な権限が新たな責任者に付与され、経営責任者において自立的な意思決定が行われるなど、経営の権限と責任が一体化した地方公営企業法の全部適用に早期に移行することが望ましい」という答申を受けました。

このことから、平成２５年から２７年までを対象とする中間市立病院新改革プランを策定いたしまして、本年１２月の３日に、中間市立病院評価委員会に、経営形態についてもご審議をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

まあ、私が最後に質問しようと思った改革プランのこともおっしゃったんですけども、新しい改革プランができたとして、３日の日に評価委員会のもとで経営形態についても審議をしていただいたという答弁でございしますが、私、ほんと知りたいのは、審議結果がどうだったかということなんです。まあ、後の質問にも関係性がありますので、後で答弁を求めたいと思います。

次に、全部適用へ移行する際、必須条件である事業管理者の人選はどういう状況でございしますか。

○議長（堀田 英雄君）

三島市立病院事務長。

○市立病院事務長（三島 秀信君）

お答えいたします。

昨年からは、市長を中心に、現在の病院長にも指示がありまして、優秀な事業管理者を探してくださいということで指示がございしますが、この事業管理者については、各病院、民

間病院を含めまして、非常に人材不足、どの病院もやっぱり優秀な事業管理者を探してる現状でございます。

残念ながら、今のところ、事業管理者は見つかっておりません。であります、鋭意努力しながら、事業管理者をこれからも探していきたいと、そのように考えております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

事業管理者の人材確保は努めてるという答弁でございましたんで、まあ、全適に取り組んでいると、全部適用に対して取り組んでいるということによろしいんでしょうか。今までの一部適用であれば、事業管理者なんか必要ないわけですから、そういう考えでよろしいんですか。

○議長（堀田 英雄君）

市長。

○市長（松下 俊男君）

全適に移行するための事業管理者の位置づけのお話でございますけども、時々ご指摘がございます、市の職員が異動であそこの事務長に座る、これは、なかなか難しい面ございまして、それでも、そのような手腕等々を買って私どもは配置してるんでございますけども、それより、病院経営、また、医療等々に精通した人間を、外部からでも、事務長として置きたいなという思いもございます。

それと、その前段といたしまして、全適するのかっていうことでございます。今の体制では、全適するにおきまして、大変、病院のほうに負担がかかり過ぎるのではないかなという思いがございまして、現時点での全適は考えてはおりません。ただ、先ほど言いました事業管理者、まあ、事務長等々につきましては、それなりに医療等々に精通した、そういう人材を置きたいなという気持ちはございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

まあ、最後の質問を――さっきも言いましたように、もうプランは、案ができてるということをお聞きしました。なので、ちょっと中身を、内容をお聞きしたいんですけども、どういう内容なんですか。

○議長（堀田 英雄君）

三島市立病院事務長。

○市立病院事務長（三島 秀信君）

お答えいたします。

今回のプランにつきましては、前回行いましたプランの中で、支出の部分、いわゆるコ

ストの部分ですね、コストの部分につきましては、おおむね19億円をマックスに、今、推移しております。これ以上増えることのないように、しっかり、コストのところについては、さらに鋭意努力をしていきたいと思いをします。

そういう中で、今回のプランにつきましては、19億円を上回れば収益に通じていきます。そういう中で、まずは収益に的を絞っていかうと考えました。

収益の柱は入院収益が一番です。その次に外来収益。いわゆる医療行為に対する収益が、本院の収益のもう95%以上を占めております。その中で、外来につきましては、非常に流動的で、日々、患者様の数はずれていくような状況でございます。ただ、入院患者につきましては、ある程度、本市、高齢化になっておりますので、かなりニーズがあるのかなと、いわゆる商業的にマーケットは広いのかなという判断の中で、ここに集中的に収益の柱にしていこうと、こう考えました。その中で、現在72床で動いております。まあ、69床を常に上回りますと、いわゆる収益のボーダーライン、収益を上回っていくってことで、昨年から69床を目指して、日々、入院患者さんの確保に努めてきたというところがございます。

その中で、収益を上げまして、24年度につきましては、600万円弱なんですけど、黒字体質に変わってきたということでございますので、さらに、累積赤字7億円ございますので、これを鋭意努力しながら減らしていくためには、収益改善、さらなる収益改善が必要だということで、この72床をオーバーするように、まず、看護師、看護師の数を増やして、で、許可病床数を増やしていこうと、そのように考えました。で、最終的には92床まで持っていこうという考えでプランを立てております。この92床というのが、現在8名のドクターで運営をしておりますので、8名のドクターが診れるマックスの限度がほぼ92床だろうという、院内で目標値を決めまして、そのような形で今回の改革プランを作成いたしました。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

今回の新しい新改革プランの目玉は、看護師、まあ、医師については、門戸は常時開いてますよと、とにかく看護師の確保が最重要課題として取り組む覚悟ですという内容だったと思いますけど、ほかにもこもごも、多分、改革プランあったと思うんですが、この12月3日の評価委員会で、これ全て承認されたんですか、改革プラン自体が。

○議長（堀田 英雄君）

三島市立病院事務長。

○市立病院事務長（三島 秀信君）

はい、承認されました。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

時間があれば、ちょっと改革プランのその流れ自体もお聞きをしたいんですが。

まず、看護師の確保っていうのは、病院経営に直結をしておりますし、重要な取り組みだと私も考えます。

ただ、１１月２５日号の「広報なかま」、これ見てまして、ソーシャルワーカーの公募もありましたけども、これも改革プランの内容の一部なんでしょうか。どういう経緯のもとでこういうふうな公募に至ったのかを説明してください。

○議長（堀田 英雄君）

三島市立病院事務長。

○市立病院事務長（三島 秀信君）

はい、お答えいたします。

このソーシャルワーカーの募集につきましては、改革プランの中には入ってはいません。

なぜかと申しますと、このソーシャルワーカーの仕事の内容でございますが、ここ近年、非常に相談件数が多いございまして、多忙を極めております。おおむね、年間に３，２００件を超えるような状況で、日々、ソーシャルワーカー１人で奮闘しているというような状況でございます。その中で、近隣の公立病院、鞍手町立、芦屋中央等を調べましたら、おおむね職員２名もしくは３名で対応しているのが現状でございまして、現在のソーシャルワーカーの仕事量としては、非常にオーバーワークになっているのかなっていうところで、今回、２名体制にしたいなっていう思いの中で、募集をかけてるというようなことでございます。

もう一つ、これはもう人事になりますので、我々が触れるような状況ではございませんが、将来的に、今のソーシャルワーカーの仕事の内容が、非常に、介護とか福祉とか、本来は本庁で行われるべき業務を、ソーシャルワーカーが窓口となって本院でこなしているというような状況でございます。おおむね４０％、４５％ぐらい、そういう仕事をやっているとされますので、これはもう、我々が人事のことを話すものではございませんが、将来的には本庁の中でそういう仕事をやっていただきながら、本庁と病院が一体となって、市民の皆様の医療に対して貢献できればなという思いでございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

２４年度の決算でほぼ６００万円の黒字でしたという答弁のこともありましたし、今回、

その募集の中でソーシャルワーカーさん、昭和49年4月以降に生まれた方が対象、社会福祉士の資格がある方ってということで、仮に雇ったとして、正職員ですから、その報酬っていうか、年収はいかほどって考えてらっしゃるんですか。

○議長（堀田 英雄君）

三島市立病院事務長。

○市立病院事務長（三島 秀信君）

はい、お答えいたします。

今回は、医療ソーシャルワーカーの募集を行っております。で、議員言われましたように、昭和49年4月2日以降生まれ、年齢にして39歳以下の方の募集を考えております。したがいまして、給与といたしまして、26年度予算で500万円を計上しております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

私がこの公募を見て、中間市職員でしたから、正職員のソーシャルワーカーの採用の公募を知ったときの、一市民という立場での感想をちょっと述べさせていただきたいなと思います。

まず、病院の財政状況を見たときに、正職員としてソーシャルワーカーを採用する体力がどこにあるんだろうなど。そして、オーバーワークの対応であれば、もっと違う対応がなかったのかなど。

先ほど事務長がおっしゃいました。ソーシャルワーカーの作業の半分近いものが、本来、本庁で行われるべき作業であると。それも、その作業も、病院内で今現在行っていると。そういうのであるならば、本庁でできる作業は本庁内の職員が行えばいいんじゃないのと。まあ、物理的に無理であれば、本庁から職員の異動等で対応できるんじゃないのかなというふうに、単純に思いました。異動であれば、別に正職員が増えるわけではございません。勤務地が本庁から病院に移るだけですから。

で、何度も言うようにですけども、病院の医師、看護師または全職員の最大限の努力のあかしである黒字の600万円が、1人のソーシャルワーカーの採用でほぼなくなる、100万までなってしまう。まあ、私自身もソーシャルワーカーの重要性っていうのは認識しているつもりでございます。大変な、重要なお仕事だと思いますし、今、そこにオーバーワークであるという現状があれば、何とかしないといけないという思いは十分にありますけども、しかし、経営面から見れば、看護師の増員っていうのはベッド数の増になりますから、収入に大きな影響があります。しかし、ソーシャルワーカーの増員は、単なる負担の軽減にはなるんでしょうけども、生産性収入には極めて影響が少ないんじゃないかなというふうに、素人として思いました。

私は、ソーシャルワーカーの増員は必要がないということではなくて、正職員採用でな

くてもいいんじゃないかと。例えば嘱託とか、臨時職員とか、もしくは現存の、本庁含めての市職員間の努力で対応できないのかなというふうに、単純に思った次第でございます。

この採用の件は、所管の常任委員会でも取り上げていただきたいたし、そして、その中で検討もしていただき、精査をしていただきたいたし、私を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後0時06分休憩

.....

午後0時57分再開

○議長（堀田 英雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。まず、小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

中間クラブ所属の小林信一でございます。私、今回7月に議員の職を拝命いたしまして、こうした議会の中での一般質問というのは初めての経験でございます。質問の中で、いろいろ失礼な点、あるいはご無礼な点が出てくるかも知れませんが、いろいろとご指導よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問に移らさせていただきます。

で、私は、今回3点ほど質問をさせていただく予定にしておりますが、そのまず、1点目が、中学校完全給食についてということで質問をさせていただきます。

去る9月の定例議会、この一般質問の中で、市長答弁の中に教育環境の整備、そういう意味で、平成26年9月より中学校の学校給食を実施すると、こういうふうな見解が示されました。

また、そのときに、給食に関連しまして学校給食アレルギー、こういった事故防止への対応、こういった質問もあわせてあったかに思っております。そういった中で、現在の中間市の学校給食では、安全、安心なおいしい給食、これを学校関係者、教職員そして保護者、調理員、こういった連携により、そういった安全、安心なおいしい給食が提供できるように努力をしていますと、いうことで答弁がなされておったかと思います。

給食に関しますいろいろな質問は出ておりますけれども、中学校の給食実施についてということになってきますと、私もいろんな方から尋ねられ、いろいろと話す機会がありましたが、なかなかこの中学校の給食に対する情報を持ち得てない方が多いと、そういうふう感じております。

で、二、三、保護者の給食に対する意見というのをお聞きしていることがありますので、

少し述べさせていただきたいと思います。

ある保護者との話の中で、「中学校の学校給食は、4月から実施してもらえるのか、9月なのか、いろんな話が飛び交ってます。どうなっているのかわかりません」と。「中学校の生徒を持つ親としては、いつどういう形で実施していただけるのか、早くそういう情報が欲しい」と、そういう声がございます。

また、これは、お母さんを早く亡くされて、お父さんが一生懸命子育てに努めてある方ですが、

私のうちは父子家庭です。中学校の子どもが2人います。親としては、中学校になるまでは、小学校のときには給食があるのでお弁当の心配をすることはなかった。安心して仕事に出かけることができていました。しかしながら、子どもが中学校入学と同時に弁当の問題が出てきました。毎朝、2人の子どもの弁当をつくってやるのは、自分にとっては努力はしているけれどもなかなか難しい。どうしても、パンの注文に偏りがちになる。親としては一日も早く中学校の給食を実施していただいて、自分も、朝、安心して仕事に出かけていきたい。

こういうことを言ってありました。

もう一つ、これは、PTAの役員をされている関係者の方ですが、たまたま、お会いして話してるうちに給食の話になりました。で、来年の9月から親子方式で実施すると、そういう話を、ちょっと私もしたんですが、それを聞かれたときに、「えー、そうなるんですか。なかなかそういった情報が耳に入っておりません」。PTAの関係者の方もそういうふうに言われておりました。で、この方が言われるには、「小学校の給食室」いわゆる調理場ですね、「こういったところは、非常に古くて、親子方式ということで、中学校の生徒分までつくるのは無理じゃないですか。まあ、しかし、そう決まったんなら、何とかやっていただけるんでしょうね」と、まあ、こういうふうな言葉を添えられておりました。

「個人的には、中学校の完全給食は、早く実施してもらいたい。自分の子どもに弁当をつくってやりたいが、夫婦共稼ぎ、で、そういった中で、こちらパンの注文を、よく子どもにさせる」と、こういうふうに言われておりました。

「発育期の子どもの健康面で非常に気になります」と、「一日も早い学校給食を実施してほしい」と、こういう声を聞いております。

保護者、学校関係者も、この中学校の学校給食は一日でも早く、というようなことを強く望んでおられるようです。

先ほど言いましたように、そういう状況にありながら、なかなか情報が手元に来ないと、どうなっているのか。情報を欲しがっておる状態にあらうかと思います。

で、そういった中にありますので、この中学校の親子方式によります完全給食、その現状と進捗状況、今後の予定について、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

はい、増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

はい、ただいまのご質問にお答えいたします。

中学校の完全給食の実施につきましては、昨年の9月の定例市議会で、青木議員の質問に、前教育長がお答えしたところですが、平成26年9月に親子方式で実施を予定しております。

中学校完全給食につきましては、昨年2月に、中学校給食検討会議から提出いただきました中学校完全給食実施にかかわる提案書をもとに、教育委員会事務局と関係課で、実施設計に必要な経費の試算や中学校配膳室整備計画等、完全給食にかかわるもろもろの準備を進めているところでございます。

学校関係者等への周知につきましては、これまで、定例校長会議を初め、学校給食献立委員会、学校給食関係者研修会等の折に、平成26年9月から実施予定の旨を伝えております。ただ、現段階では、ただいま議員ご指摘がありましたとおり、保護者への周知までは、十分に至っていないというのが現状ではないかと思っております。

今後の予定といたしましては、来年2月の校長会議、中学校入学説明会等を通じまして中学校完全給食について、児童生徒及び保護者に対して周知してまいりたいというふうに考えております。そして、4月以降に保護者への説明会、中学校教職員の研修会等を予定しております。

今後、中学校完全給食の円滑な実施に向けまして、やるべきことは多々ありますけれども、一つ一つ着実に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

はい、小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

ただいま教育長のほうから、保護者向けの情報提供、これについての段取り、お答えをいただきました。ありがとうございました。

こういった中で、いま一つ親子方式で実施するということにつきまして、保護者等の懸念している事項が幾つかあるようですので、私が考えられる範囲のものを二、三拾い上げてみたいと思います。

まず、親子方式に伴う給食の問題、課題の一つ目ですが、これは、親子方式ですから小学校の調理場で中学校の給食をつくると、まあ、ゆう形になろうかと思うんですが、その際に、小学校と中学校の組み合わせといいますか、こういったものがいかなる形で組み立ていくものかと。それを組み上げていく際に、今度小学校でつくって中学校まで搬送していきます。そうした際に、搬送の時間、それから、調理場でつくって小学校の搬出口まで

持ってきて準備する時間、トラック等で移動する時間、中学校に行っておろす時間、そういったもろもろのことを計算していきますと、この中間市の狭い中でも20分、30分の時間は優に必要になってくるだろうと思われます。距離的にはできるだけ短い距離の移動をお考えいただきたいわけですが、そういったものに関連しまして、一つ、時間の問題でもう一つは、小学校は45分で、朝1時間目が始まり4時間目までいきます。中学校の場合は1時間の授業が50分です。同じ1時間といっても小と中で5分のずれが出てきますので、単純に計算しましても午前中で20分のずれが生じる。中学校では、これまで給食指導の時間という特別な時間はとっておらなかったと思いますので、来年の9月以降はそういった、今度、子どもの準備の時間といいますか、給食指導の時間を新たに設定する必要があります。そういった時間のところを見ましても、小学校と中学校の1日の流れの時間、これを組みかえる必要が出てくる場合がございます。で、そういった点を見ながら、こういった親子方式に向けて、学校現場の栄養士、それから教職員、それから調理師、こういった方々と十分に時間をとって、その辺の打ち合わせをしていただきたいと思いますが、課長さん、その点はどうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

深見課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。

ただいまの議員ご指摘の点は十分認識しておりまして、そのあたりの打ち合わせ、特に工事につきましては、近隣の完全給食実施校の例等を示しながら、具体的なところで打ち合わせを進めていきたいと考えております。

○議長（堀田 英雄君）

小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

もう一つ気になる点ですけれども、食物アレルギーに関してです。

このアレルギーの状況をいろいろ調べてみますと、大体、児童数が200名程度で7人ないし8人のアレルギー児童が発生すると、まあこういうふうな計算で、現実にもそういう児童がおるようです。

小学校の場合は、今大体児童数が2,000名、約70名程度のアレルギーの児童がいると。小学校では、今こういった子どもたちについては除去食、それから代替食、こういったものを孤軍奮闘していただいて何とか提供していただいております。

ところが、中学校の親子方式というふうなことでありますと、児童生徒数で約3,000名という形になってきます。で、その際に当然アレルギー対応の、今度は生徒が増えるわけですね。100名から110名になる計算になってまいります。

で、これまでもアレルギー問題の事故というのは、年間300件ほど発生しておるとい

うふうな情報を得ております。で、そういったリスクを減らす意味で、北九州市では、そういった除去食、それから代替食の対応は、品数を極めて限定しております。で、食材で言いますと、大体5品目程度、こういった形で対応しておるやに聞いております。

で、安全で安心できる給食ということでいきますと、事故は起こってはなりません。そういった意味で、こうしたアレルギー対応について、十分保護者と連絡をとっていただき、あるいは、学校の中で親子方式で対応が可能なのかどうか、この辺については十分な話し合いの場を設けていただいて、実施に踏み切っていただきたいと思います。と思っております。

で、こういったアレルギー対応について、課長さんにお尋ねですが、そういった調理員、それから栄養士、それから学校の責任者、校長を交えて、十分にこの辺につきましては、取り扱いを協議していただけるかどうかということでお尋ねいたします。

○議長（堀田 英雄君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

はい、お答えいたします。

ただいまの議員ご指摘のとおり、アレルギー問題につきましては一番大事な問題ですので、十分に協議をしていきたいと。現在、小学校では73名に対しましてアレルギー食を実施しておりますが、中学校につきましても、できましたら、同等の対応をしたいところでございますが、ご指摘のとおり対応できるかどうか、そのあたりも確認しまして実施していきたいと考えております。

○議長（堀田 英雄君）

はい、小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

そういった点につきまして、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、二つ目の特別支援教育の充実についてということで、質問をさせていただきます。

特別支援教育につきましては、平成18年6月、学校教育法が改正されまして、平成19年4月から、障がいのある児童生徒への教育の充実を図るため、盲・聾・養護学校が特別支援学校へ制度化されていきました。

小中学校におきましては、在籍する、教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に対する適切な教育を実施しなさい、こういうふうな形に変わってきたわけです。で、それまで特殊学級といわれていた呼び名が特別支援学級へ、特殊教育から特別支援教育へというふうに、大きく転換を進めてまいっておるところでございます。

で、通常の学級の中の様子を見てみますと、通常学級に在籍しております児童生徒の中には、学習障がいを有する子ども、それから注意欠陥多動性障がいと呼ばれる障がいを有する子ども、さらには広汎性発達障がいと呼ばれる障がいを持っております子ども、高機

能自閉症あるいはアスペルガー症候群、こういうふうにいわれておりますが、こうした子どもたちがそれぞれの学級の中に6%いるということが、文科省の調査で明らかになった。で、そういった子どもたちに対応する教育は、各学校で鋭意努力はされてるようですが、しかし、そうした子どもたちに対する手だては十分なものには至ってないと、こういうふうに思っております。

そうした中、中間市では、平成19年の10月から、特別支援教育の充実とその効果を高めるため、特別支援教育支援員、こういう臨時職員さんを各学校に配置していただきました。最初の19年度は2名の配置。そして本年25年度で、やっと市内の小中10校に1名ずつ、10名の支援員さんが配置をされてきました。

先ほど言いましたように、特別支援教育により効果が上がるためと、いうふうなことで配置はされておると思うんですが、そういった市内全部の学校に配置が、一応完了しました。そうした段階で、この支援員さんの配置によります教育効果、それと今後の特別教育の充実に向けた方針につきまして、教育長にお尋ねをしたいと思います。お願いします。

○議長（堀田 英雄君）

はい、増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまの議員ご指摘のとおり、平成18年6月の学校教育法等の改正によりまして、平成19年度から、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対しまして、適切な教育を行うことが明確に位置づけられております。

これを受けまして、本市におきましては、平成19年度から特別支援教育支援員を2校へ配置し、その後、順次配置を行ってきたところでございます。そして、今年度で各学校1名の配置を完了したところでございます。

各学校からは、特別支援教育支援員配置の成果といたしまして、「情緒障がいの児童生徒の精神的な安定が保たれ、自ら進んで交流学級へ行けるようになった」、「また「児童生徒の個に応じたペースで学習できるようになった」、「コミュニケーション能力が向上し、集団の中で協調性や積極性が見られるようになった」などの報告がなされております。

教育委員会といたしましても、大いに評価しているところでございます。

実際の活用に当たりましては、各学校の実情に合わせて行っておりますので、議員ご指摘のとおり、支援員の業務内容に差はあろうかと思いますが、ただ、支援員は、あくまでも市の臨時職員ですので、特別支援学級の担任補助の位置づけで業務を命ずるよう、校長には指示をしております。今後とも、支援員の過重負担にならないように指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

小林信一君。

○議員（４番 小林 信一君）

はい、ただいま、配置されました支援員さんによります教育効果というものは、今、教育長の言葉で幾つも挙げていただきました。で、そういった効果を上げるために、日々奮闘しております、その支援員さんのその勤務条件、これにつきましていろいろ尋ねてみますと、各学校でこの支援員さんの取り扱いといいましょうか、仕事内容、こういったものに大分差があるように感じております。で、この支援員さんの勤務条件というのは、基本的にどのようになっておるのか、これは、課長さんに、できましたら、お答えをお願いしたいんですが。

○議長（堀田 英雄君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。

特別支援教育支援員の勤務条件は、１日６時間１２分、月１４日の勤務でございます。なお、年次休暇は５日間でございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

小林信一君。

○議員（４番 小林 信一君）

ただいま、１日に６時間と１２分というふうな時間が言われたわけだと思うんですが、６時間１２分となりますと、基本的に大体３時１２分が勤務終了と、いうおさえ方になります。しかしながら、先ほど言いましたように、この３時１２分で退校できないと、職場を離れることができない支援員さんがたくさんおられると、やはり現実的に６時間目、もっと後の時間まで子どもたちは教室で学習をしております。その途中で、「さよなら」ということが非常に言いにくいと、動けませんと、こういうことを強く言われております。

自分たちが、少しでも役立つためには、当該学級の担任の先生と、翌日のこと、あるいは朝来たら、十分にその日の支援のあり方について打ち合わせをしたいと、自分もこの仕事に誇りを持って臨みたいというようなことをよく言われます。そういったことを考えますと、１日の勤務時間を６時間１２分から、通常の７時間１５分のフルタイムへと、条件を変えてやる必要があるのではなかろうかと思われます。この点につきまして、教育長のお考えをお伺いしたいと考えます。

○議長（堀田 英雄君）

はい、増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

特別支援員につきましては、各学校で多少差異がございます。この支援員を配置して、

非常に教育効果も上がっているということで、まず第一義的には、全校配置が第一次的と考えておりました。それで、フルタイムということでございます、今後、この教育効果をもとにしまして、条件整備につきましては努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（堀田 英雄君）

はい、小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

はい、ぜひ、フルタイムで、弱い立場の方にボランティアを強要することがないように、ぜひ、勤務条件につきましては、現状を見ながら、支援員の方が満足できるように、ご配慮をしていただきたいと、強くお願いをしておきたいと思います。

それから、この特別支援学級の設置状況についてということで、私も市内の状況を調べてまいりましたら、今、小中学校でかなりの学級、この支援学級が設置されておるようです。知的障がいを持つ児童の学級、それから情緒障がいを持つ児童生徒の学級、それから肢体不自由児といわれます四肢に麻痺を持つような子どもさんの学級、肢体不自由児学級と、こういった学級が設定されておるようです。そうした、現在の、この設置されております学級数の状況について、課長さんのほうから、その数等がわかりましたらご回答をお願いしたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。

現在の配置校は、小学校15学級、中学校8学級でございます。

○議長（堀田 英雄君）

小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

私、いろいろと人数カウントしてみましたら、小学校で15学級54名、知的学級が7、情緒学級が7、肢体不自由児学級が1、中学校では8学級23名、知的4学級、情緒2学級、肢体不自由児2学級、こういうふうな今年度の設置になっております。

そういった中で、先ほど配置をお伺いしました、まず1人の配置をとということで、配置いただいておりますけれども、この情緒学級、それから肢体不自由児学級につきましては、非常に、人の手、支援を必要とするところが出てまいります。で、支援員さん1名だけでは手が回らないと、いうふうな現状が多々あるようです。近隣の市町村の状況を見ますと、たまたま私の連れ合いも、今、小竹のほうでそういった学級のお世話をしておりますが、1学級に1人支援員さんがついていると、二つの学級がありますから、支援員さんが最初から1人ずつ配置されてますと。鞍手のほうを見ましても、そういうふうに複数配

置、これをやりながら特別支援教育の充実を図っておる市や町が多々あるようです。

で、そういった面から見ましても、こうした情緒、肢体不自由児学級に特に視点を当てる意味でも、特別支援教育の支援員を複数配置すべきではないかと強く思います。

先ほど、教育長さんのほうから、まずは1名ずつの配置が完了したということを言われておりますけれども、何とか複数配置の方法を考えることはできないものかということで、教育長に再度、そのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

はい、増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

複数配置ということでございますけども、これまでの支援員の配置の成果を踏まえまして、1校複数配置については、今後十分に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（堀田 英雄君）

小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

十分に、前向きに検討していただくということを強くお願いいたしまして、3点目の質問のほうに移らしていただきたいと思います。

3点目の質問は、小学校におけます35人学級についてということで、質問をさせていただきます。

文部科学省のほうでは、毎年小学校の6年生、それから中学校3年生対象に、全国学力・学習状況調査、こういったものを実施しております。この結果が、大体9月ごろに出まして、全国一喜一憂すると。

ことは、佐賀の武雄のほうでは、各学校で平均点幾らであったかを公表するということが、テレビのニュースでも大きく報じられてきました。

で、各学校では、このほかに子どもの学力の定着を見る意味で、いろいろな標準学力検査等のテストを実施しております。

で、そういった中、中間市も実施しているわけですが、これまでも、中間市の教育上解決すべき重要な課題の一つということで、児童生徒の基礎学力の定着、学力の向上、でこれが問われ、解決すべきものとして取り組みがされておろうかと思えます。

そういった中にありまして、ことしの10月だったと思うんですが、ニュース報道の中で文科省のほうで、小学校1年生から年次を追うごとに35人学級を拡大していきたいと、そのために教職員の増員を考えておると、さらに、不登校対応、生徒指導の課題解決に向けて、これにも教職員を増員したいと、こういうふうな報道があつておりました。

文科省のほうから35人学級という形のものが打ち出されておるわけですが、これは、学校現場が以前から、少ない人数での指導をと、個に応じた行き届いた指導、そして子ど

もにしっかりと学力をつけたい、そういう願いで、いつも要望をしておったものです。そういう方向に、国レベルで大きく動きつつありますので、今後に期待はしたいわけですが、そういった中、この中間市では、小学校1年生から3年生までを対象に35人学級が実施されております。で、この35人学級の導入というのは、この近隣の市町村には見られない、中間市のほんとに教育の一つの大きな特色ではなかろうかというふうに思っております。そういった、特色ある教育の条件といいますか、そういったものを大いに整備していただきまして、中間市の子どもたちが、しっかりとした学力を身につけるようにしていただきたい、こうゆうふうに思っているところですが、この35人学級の設置に伴いまして、どういうふうな具体的な成果があつておるのか、また、来年度の予定等がわかりましたら、教育長にお願いしたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

はい、増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

議員、今のご質問にお答えいたします。

1クラス35人以下の学級で授業を行うことは、生徒にとりましては、一人一人にきめ細かい指導ができるようになり、児童生徒の意欲、ひいては学力が向上するといった効果が期待されております。また、教室にゆとりが生じまして、さまざまな教育活動が可能になり、教員と児童との人間関係もより緊密になるというふうに考えております。実際に配置を行った学校からは、このような成果が報告されているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

はい、小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

はい、ありがとうございました。

少ない人数での指導というのは、これは、どなたが考えても教育効果は上がるであろうということがうかがわれると思います。

まあ、そうした中であつて、そういった特色をですねもう少し生かしていただきたい、これを広めていただきたいと、そういう思いがあるわけです。

で、そういった中で、市長さんの施政方針の中に、小学校低学年における35人学級の実施、これがうたわれ、現在3年生まで実施をしていただいております。

で、また市長の日ごろのいろんなところでお聞きします言葉の中に、「元気な風が吹くまち なかま」、これをつくり上げていきたいとゆうふうなことを言われております。この、元気な風、これを中間市の中で、子どもたちの中からも大いに元気な風を吹かしていただきたい。

子どもたちが、安全に安心して生活ができて、しっかりとした教育を受け、一人一人が自分の未来、あるいは将来に夢と希望が持てる、そういう姿をつくり上げていきますと、子どものみならず、学校、家庭、地域で元気な風が吹くんではないかというふうに思っております。

また、この少子高齢化社会を支えていくのは、今の子どもたちではないかと思います。で、こういった子どもたちをしっかりと社会で活躍できる子どもたちに育てるためには、今、教育への投資、これを率先してやるべきではなかろうかと思います。

で、そういった中で、この35人学級は大きな役割を果たすものと思いますし、この現在3年生の子どもたちは、来年4年生になります。そうしますと、この35人学級の対象から外れていくわけです。で、そのところで、ぜひ、市長さんにお尋ねしたいんですが、この現3年生の進級に伴って、中間市で来年度は4年まで、その次の年は5年までと、この3年生を追うように、年次計画で小学校6年生まで35人学級を維持していただけないだろうか。これは、子ども、親の切なる願いでもあろうかと思います。そういった年次計画によりまして35人学級の設置幅を拡大することにつきまして、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私ども、子どもの元気で明るく、また健やかな成長は、ほんとに願っているわけでございます。そういう中で、支援学級の関係、また35人学級の実施という、大変大事なご提案をいただいているところでございます。これは、特別支援学級にしても、学校教育法等々の改正で、まあしっかりやりなさいと。それに対して、国がしっかり応援してくれているかという問題。また、言いますように35人学級、これも国がその方向に行こうという、その流れでございます。そういうあたりを踏まえながら、前向きに検討していきたいなと、そんなふうに思っているところでございます。

35人学級等につきましても、児童の数によって変わることもございます。今、中間市では、昨年度から、人口がずっと下がりっ放しだけじゃなくて、途中増えたりという部分が、ことしも対前月比2回ぐらい増えているという部分もございます。そういうふうなことも踏まえまして、どんなふうになるかということも考えながら、前向きにやっていきたいなと、そんなふうに思っておりますし、支援員さんのフルタイムの話ございました。これ、やはり予算の必要となってくる問題でございますけども、これも、フルタイムにして少しでも先生方の負担を減らしていこうかなという思いはございます。これも、少し前向きに検討させていただきたいなと、そんなふうには思っております。

○議長（堀田 英雄君）

はい、小林信一君。

○議員（４番 小林 信一君）

いろんなことをやるには、どうしても予算、お金がかかるということはゆがめない事実であります。だから、そのお金をどこで使うかと、どこに投入するか、先ほど言いました、ひとつ中間市の将来を見込んで、成果の上がる投資という方向で考えていただき、市長さんも前向きに検討をということを言われまして、私もほっとしておるところでございます。

子どもたちにいい教育条件の整備をお願いしまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀田 英雄君）

これにて一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1 時35分休憩

.....
午後 1 時36分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....
日程第 2. 承認第 1 2 号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 2、承認第 1 2 号の専決処分を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略するに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより、承認第 1 2 号、専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。本案については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第12号は承認することに決しました。

日程第3. 第53号議案

日程第4. 第54号議案

日程第5. 第55号議案

日程第6. 第56号議案

日程第7. 第57号議案

日程第8. 第58号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第3、第53号議案から日程第8、第58号議案までの平成25年度各会計補正予算6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております平成25年度各会計補正予算6件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 9. 第59号議案

日程第10. 第60号議案

日程第11. 第61号議案

日程第12. 第62号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第9、第59号議案から日程第12、第62号議案の条例改正4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正4件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第13. 第63号議案

日程第14. 第64号議案

日程第15. 第65号議案

日程第 1 6. 第 6 6 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 1 3、第 6 3 号議案から日程第 1 6、第 6 6 号議案までの公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第 6 3 号議案から第 6 6 号議案までの議案 4 件は、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 1 7. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第 1 7、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 3 条の規定により、議長において田口善大君及び片岡誠二君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後 1 時 39 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 田 口 善 大

議 員 片 岡 誠 二